第8回産業建設常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成30年6月22日(金)午前10時0分
- 2 閉会日時 平成30年6月22日(金)午後2時23分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員

3番 佐藤 武君 4番 佐々木雄司君 8番 治徳 義明君

10番 行本 恭庸君 14番 佐藤 武文君 18番 金谷 文則君

5 欠席委員

なし

6 説明のために出席した者

市	長	友實	武則君	副	市	長	倉迫	明君
産業振興部	長	有馬	唯常君	産業振り	叫部政	策監	一阪	郁久君
建設事業部	長	塩見	誠君	建設事業 地域整備			加藤	孝志君
赤坂支所	長	黒田	靖之君	熊山	支所	長	入矢王	和夫君
吉井支所	長	徳光	哲也君	農林	課	長	是松	誠君
商工観光課	長	歳森	信明君	建設	課	長	杉原	洋二君
上下水道課	長	金島	正樹君	赤坂産業殖			森本	一也君
熊 山 支 産業建設調	10 1	大崎	文裕君	吉井産業員			中務	浩行君

7 事務局職員出席者

議会事務局長 奥田 吉男君 主 幹 黒田 未来君

- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第40号 土地の取得について
 - 2) 議第41号 赤磐市空家等の適切な管理の促進に関する条例(赤磐市条例 第20号)
 - 3) 議第45号 平成30年度赤磐市一般会計補正予算(第1号)
 - 4) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長(治徳義明君) 皆様、おはようございます。

ただいまから第8回産業建設常任委員会を開会いたします。

開会に先立ち、友實市長より挨拶をお願いいたします。

- ○市長(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 友實市長。
- ○市長(友實武則君) 委員の皆さん、おはようございます。

本日は、皆さん大変御多忙の中、第8回の産業建設常任委員会をお開きいただきまして、ま ことにありがとうございます。

開会に先立って、皆様方に何件か御報告をさせていただきます。

まず第1点目は、吉井川流域広域観光連携事業、吉井川流域DMOについてでございますが、5月30日、メルパルク岡山で第1回の理事会、そして有識者会議を開催をいたしました。 3市町力を合わせて、特にインバウンドの誘客等を図っていこうということで意思を統一した会になりました。御報告させていただきます。

そして、5月27日でございますが、日本遺産「「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま~古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語~」ということで、岡山市、倉敷市、総社市、そして赤磐市の桃太郎伝説にかかわるものが認定されているところでございます。とりわけ赤磐市では両宮山古墳、そして岡山の白桃ということが、この伝説の一翼を担うものとしてこれが認定されたものでございます。今後また、「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」ということで、各関係団体と一緒に6月27日に推進協議会、これを設立しようということが決まっているところでございます。私のほうから御報告をさせていただきます。

そして、本日の産業建設常任委員会でございますが、6月の定例市議会に上程させていただいております議案3件及びこれまでの平成30年度の事業の進捗などについて御報告、御協議をさせていただくことになります。よろしく御協議のほうお願い申し上げまして挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(治徳義明君) ありがとうございました。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議第40号土地の取得についてから議第45号平成30年度赤磐市一般会計補正予算(第1号)までの3件であります。

それではまず、議第40号土地の取得についてを議題として、これから審査を行います。 執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

- ○産業振興部長(有馬唯常君) 委員長
- ○委員長(治徳義明君) 有馬産業振興部長。
- ○産業振興部長(有馬唯常君) 議第40号土地の取得について補足説明がございますので、担

当課長より御説明申し上げます。

- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松農林課長。
- ○農林課長(是松 誠君) それでは、議第40号土地の取得について補足説明いたします。 お配りしております産業振興部資料の1ページをごらんください。

土地の取得目的は、赤磐市就農等支援センター拠点施設整備のためでございます。

資料の3ページをごらんください。

土地の見取り図を添付しております。取得する2筆のうち消防署の裏側、1筆目、津崎118番1は事務所、駐車場などで活用する予定でございます。また、消防署から2筆目、津崎62番1につきましては、体験、実証圃場として活用する予定でございます。本年度7月下旬までに所有権移転を完了させた後、9月から施設運営、整備計画の策定、また10月からは暫定造成工事の施工に着手したいと考えております。工事につきましては、近隣の公共工事で発生する残土を受け入れることを見込んでおります。

補足説明は以上です。

○委員長(治徳義明君) ありがとうございます。

執行部からの説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

- ○委員(佐藤武文君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 佐藤武文委員。
- ○委員(佐藤武文君) 今回のこの土地の取得に至るまでの経緯というのがあると思うんですね。それで、私はこの土地の取得に対しての経緯に関して、この土地については、以前赤磐市が焼却場の建設に当たって、県といろいろ事前的な調整をしておった経緯があったと思うんです。その結果、県のほうが焼却場の建設に関しては土地の取得を認めないというようなことで、この土地が購入できなかったというような経緯があったと思うんです。

今回、支援センターの建設に当たって、県がなぜこのように赤磐市に売却をするというようなことになったのか、そのことについて少し私は説明をいただきたいというふうに思います。

- ○委員長(治徳義明君) 答弁を求めます。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- 〇農林課長(是松 誠君) 今回土地の取得に当たりまして、岡山県のほうから総合センターの未利用地につきまして、赤磐市での活用の計画というものはないかというような打診を受けまして、その打診の中には農業振興、こういうものに活用するということで打診を受けております。

そういう中で、この就農等支援センターの計画をこの地にいたしたものでございます。 以上です。

- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。 佐藤武文委員。
- ○委員(佐藤武文君) 私が聞いたことに対しての説明になってないですね。

私は、以前にこの土地に関しては、赤磐市が焼却場として土地を購入するということに関して、内々的に岡山県との合意に達しておったと。しかしながら、石井知事が判こをつかれなかったというようなことの経緯の中において、土地の購入ができなかった、そういういきさつがあるんですね。

しかしながら、今回支援センターをするということに関して、なぜ岡山県が売買に関して承認をすることに至ったのか、そのことについて説明をしてくださいということを私は求めておるんですよ。今の説明では説明になってないじゃないですか。

- ○委員長(治徳義明君) 答弁求めます。有馬部長。
- ○産業振興部長(有馬唯常君) 県のほうからこの未利用地につきましては、28年1月8日に この未利用地の有効活用についての打診をいただいております。

この際、活用目的というものもお示しして、打診に対して回答するような経過をとっております。従前の焼却場というところにつきましては、そういう経緯があったところでございますけれども、このたびこの未利用地の活用について農業振興と、こういう目的で活用したいというところで岡山県のほうは合意をいただいております。

岡山県の判断になりますので、なかなか正確な回答が私のほうからしにくいところもございますけれども、従前総合センターという農業振興の土地でございます。そうした目的と同じように、市が農業振興に活用していくということで合意が得られたものと考えております。

○委員長(治徳義明君) よろしいか。

佐藤武文委員。

○委員(佐藤武文君) 私の聞き方が悪かったかもしれませんけど、いろいろなことについては私は全て把握した中で、今お伺いしたところもあります。そういうことの中で、私は県の判断が、これは赤磐市が判断することじゃないかもしれませんけど、県の判断が焼却場ではだめだと、しかしながら農業振興に当たっては赤磐市に売却をしてもいいという考え方は、それは私も当時いろいろな方と折衝の過程の中で大きな声もさせていただいた経緯もございます。その考え方が岡山県には間違っておるということを私は声を大にして叫んだ1人でもございます。そういうことの中で、そういうような経緯があった中で、赤磐市が今回この売却に関して合意をしたということに対しては、何もそういうようなことを感じずに過去の経緯をひもとくこともなく、私はそういうような合意に至ったということに対しては、赤磐市長に対して幾ら

かの不信感が私にはあります。そういうことを事前に申し上げておきたいというふうに思います。

それからまた、この土地の購入に当たってはいろんなうわさもございました。1つ確認をさせていただきたいのは、この活用に当たっては農業振興に活用するということの中で、他に使用目的を転売するような考え方はあるのか、ないのか、あっては困るわけでございますけど、ないということを私は確信をして質問させていただいておりますけど、そういうことについて御答弁をいただきたいと思います。

- ○委員長(治徳義明君) 答弁を求めます。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) 土地の取得に当たりましては、先ほども説明の中にございましたが、赤磐市が農業振興に活用するということで県のほうからお譲りいただくということになっております。したがいまして、赤磐市のほうで土地の活用をしていくというふうに考えております。

以上です。

- ○委員長(治徳義明君) 佐藤武文委員。
- ○委員(佐藤武文君) 計画の中に事務所、駐車場等の計画はあるわけでありますけど、この 事務所、それから駐車場に関しては、事務所については若干図面らしきものが当委員会には提 示をされておりました。しかしながら、余りの広大な土地に小さな建物を建てて、事務所、駐 車場の計画がされております。

それからもう1つ、体験圃場の整備については、何ら具体的な計画もなしに体験圃場整備をするということだけで、何をどういうふうにするということの具体的な計画が当委員会のほうに出てきておりません。要するに、用地買収に当たっては、そういうことがきちんと計画がされたものが我々委員会の中に提示をされて、私は作業を進めるべきではないかというふうに思っております。そういうことについて、具体的にもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

- ○委員長(治徳義明君) 答弁求めます。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) 御質問の体験圃場、実証圃場のあたりにつきまして、また事務所等の大きさでありますとか内容、こちらにつきましては本年度において9月ごろからそちらのほうの詳細につきまして検討を始めるということで現在準備をしております。

以前、委員会でお示しした図面等ございますが、今後その中で検討を始めた中で途中段階、 あるいは構想を委員会のほうで都度説明をさせていただきたいと考えております。

- ○委員長(治徳義明君) 佐藤武文委員。
- ○委員(佐藤武文君) いやいや、これは過去の、今まで我々に付託された案件の中にも多々あった件なんですけど、具体的にそういうふうなことが計画が我々に示されないがままに、我々にそういうことを付託をして予算について、計画について認めてくださいというのは、これは委員会に対して失礼じゃないですか。もう少し具体的に、こうこうこういうような計画の中でやっておりますということを説明責任を果たした中で我々に判断を得ることを求めるのが執行部としての私は役目ではないかというふうに思います。それを中途半端な説明の仕方、あるいはまだ計画が具体化してないようなことを我々に判断を求めるというやり方が、本当に委員会の運営として、これで委員長、いいんでしょうかね、こういうやり方が。私はこういうことに対して、余り賛同できるように思えないんですけど。
- ○委員長(治徳義明君) もう少し、当初いろいろな構想があったと思うんですけど、その辺 も含めて説明をしていただきたいと思います。
- ○産業振興部長(有馬唯常君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 有馬部長。
- ○産業振興部長(有馬唯常君) この就農支援センターの土地の利活用につきましては、これまで常任委員会のほうでその機能として、農地の取得、住宅、経営など総合的な支援、就農等研修、農業経営塾の開催、就農等に関する各種制度の情報提供、営農支援等に必要な施設、設備、こうしたものの機能を持たせ、また施設につきましては事務所、処理加工、集出荷貯蔵施設、体験圃場、実証圃場、こうしたものの御説明をしてまいっております。

当初、説明から2年少しが経過もしております。こうした中で、事業進捗の中でも市議会の ほうからいろんな御質問等いただいております。組織運営のあり方、そうしたものであります とか費用、こうしたものの御指摘をいただいておりますので、そうしたものも含めて本年度整 理をしたいと考えております。

大きな項目につきましては、これまで委員会のほうでも御説明しておる内容とほぼ変わりは ございません。

- ○委員長(治徳義明君) 佐藤武文委員。
- ○委員(佐藤武文君) 恐らくこのことに対して、市民の方からあの土地を購入して一体こったい赤磐市は何をするんだということを我々議員に対しては説明を求められると思うんです。 今、部長が説明をされたようなことについては、以前から我々この委員会の中で議論を深めてきた経緯、いきさつはあると思います。しかしながら、具体的に市民からそういうふうな質問を求められたときに、今のような説明で市民の方が納得されるでしょうかね。もう少し市民が納得できるような、我々に対して説明責任を私は果たしていただきたいということを求めてお

りますので、今の説明では私は説明になってないと思いますので、もう少し市民にわかりやすいような説明ができるような説明を我々にしていただきたいと思います。

○委員長(治徳義明君) 答弁求めます。

暫時休憩します。

午前10時18分 休憩 午前10時18分 再開

- ○委員長(治徳義明君) 再開します。
- ○産業振興部長(有馬唯常君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 有馬部長。
- ○産業振興部長(有馬唯常君) この就農支援センターの問題につきましては、農業を取り巻く就農者の高齢化、こうしたことに対応するために取り組んでおります。この問題提起に当たりましては、第2次総合計画の中で農業後継者の確保、また高品質な農産物の生産を支援するという問題点を提起いたしまして、その取り組みにつきまして経営生産会議の中でも御議論いただきながら、その方向性を煮詰めてまいったところでございます。

そうした第2次総合計画に掲げました強い農業の確立プログラム、これを実践するために、 その一つの柱として取り組んでおる事業でございますので、御理解をお願いいたします。

- ○委員長(治徳義明君) 佐藤武文委員。
- ○委員(佐藤武文君) これは何ぼお話ししても、どうも平行線になって交わるところがない と思うんですね。これ、2.2~クタールの土地をどういうふうに活用されるんですかね。それ を端的に説明していただきたいと思います。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- 〇農林課長(是松 誠君) 活用方法につきましては、今図面でお示ししております、2筆の活用を考えております。具体的には、体験圃場、実証圃場のほうで次世代の農業、高齢化に対応する、農業の労働力の低下、そういうものに対応できるような新たな農業の模索等考えております。

- ○委員長(治徳義明君) 佐藤武文委員。
- ○委員(佐藤武文君) これ以上やってもどうも平行線になって、私はいい答弁がもらえない、執行部の方も大変困られておられると思いますけど、これ、2.2~クタール要るんですか、実際。2.2~クタールも要らないんではないんですかと、恐らくこれは市民の方から私は言われると思います。これ、2.2~クタール要るのか、要らないのか。要るのであれば、今のような説明じゃだめでしょう。2.2~クタール要るんです、かくかくしかじか、こうこうこういうような使い方をするがために2.2~クタール要るという説明を私はしていただきたいんで

すけど、できないじゃないですか。ということは、2.2~クタールも要らないんではないんで すかということを最後の質問として執行部のほうへ投げかけたいと思います。

- ○委員長(治徳義明君) 答弁求めます。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) 今回取得します約2.2~クタールにつきまして、これを全体を有効に活用できるように本年度計画を今後進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長(治徳義明君) よろしいですか。行本委員。

○委員(行本恭庸君) 関連で私も質問しますけど、もともと最初この問題が出たときに、私はあの土地では賛成しなかった。先ほど佐藤武文委員のほうから話があったけど、今ごろこんなことを言うたっておえん。用地を買いますというて認めとって、だから認める前にあの場所でいいのかどうかというのを私は何逼も言うたはずですよ、ほかを検討したんかと言うて。ほんなら、その返答もなかった、ころくにね。へえで、比較表みたいなものを、勝手に都合のいいような比較表をつくって、ここが最適じゃというようなことを後でもう理由づけとして書類が出たりした経緯がありますわ。だけど、最初の土地を取得するときに、この目的はそれはよろしいよと、だけどあそこは、わしはもっとほかのものに使うべきじゃないかというて言いました。

それで、私は最初はこの事業について、事業を進めることについて私は認めるけど、この場所ではどうかなというて私は疑問をぶつけて最初は賛成しなかった。しかしながら、委員会の決め事で、いわゆる民主主義のルールで賛成多数以上で、用地の取得が決まったわけでしょう。じゃけ、用地を取得する前に、認める前にそういう話はせないけんし、へえから逆に言ったら執行部側のほうとしたら、その説明も用地がこれだけの、今用地の未利用地の話が出とるという話で認めたとする、じゃけその時点で、そうしたらほんなら例えば最初からどうせ費用が何じゃ云々、それはもちろん必要なのはわかりますけど、最初の目的自体の説明がおろそかにされとるから、こういう問題が後から後から言われるわけでしょ。

だから、最初から体験圃場とか実証圃場とか、そういうものをやるんじゃと、新規就農のために一生懸命努めていくんじゃと、そういう目的はそれはよろしいとわしは言うた。だから、最初からそういう目的で、例えば今の面積が広いんか、狭えんかという話もあるけど、ほんなら実証圃場じゃ、体験圃場じゃ、そういうとこが計画を最初に打ち出して、そうしたときにこれだけの面積でおさまるかどうかというのを、まず最初の検討が、そこからスタートせないけん。ほんなら品目を何々するとか、そういうものを最初の目的云々をちゃんと決めた中で、ほ

んならこの土地でいけるだろうということになれば、そこからほんならそういうものをするために道具とかそんなものがいろんなものが要る、そしたらそれを格納する倉庫も要る、ほんならこのくらいの建物が必要になってくる、ほんなら金額的にはこのくらいになってくるじゃろうという、そういう大ざっぱでも、そういう計画的なもの、事業費についても、そういうものを最初から出すべきなんよ。そういうことをあんた方も手がおくれとるわけじゃ、やることが。ほんまに皆さんに理解してもらうためには、そんな説明が一番必要なんでしょ。その一番必要な説明がおろそかになっとるから、後でこういう問題が発生する。へえから、また我々委員としても、中途半端に物事を認めていくからこういう問題が起きる。だから、最初からちゃんと、一から十までの説明はできないかもしれんけど、理想的な話はこうじゃと、じゃけそれに対して肉づけをちゃんとして、それでほんならよかろう、やろうと、ほんなら土地を買おうというような段取り方でいかんと、今みたいな質問を後から、土地を買うてからそんなものを言うてみたとこでどうしようもない話で、だから最初のスタートがもう少し真剣に、我々としても考えた中で質問をして、それに執行部側も十分認めてもらえるだけの資料をちゃんと、考え方を打ち出さんからこういう話になるんじゃ。

これを一つのええ契機として、今後例えばこういう土地を買うとか、こうこうこういうものをするというときには、もっと十分説明を受けて、それで十分ある程度使用のそれを考える期間も持ってやってスタートすれば、こういう問題は起こらないと思う。それどころか、もっと早く予算をつけてやれえというような話が出てくるようなことでなければいけんと思う。

じゃから、もう少しそういうとこは考えてやってほしいと思う。それは答弁についても担当 課長や部長でできる話でももちろんあるわけですけど、用地の問題のことなんかも、今までの いきさつについても、それはわかるわけないんで、井上市長のときの話じゃから。それはもう それでよろしい。

それから、ほかに有馬部長が言われた、県からの打診があったのは28年の日にちはいつじゃ 言われたか。それと、それから未利用地はまだほかに、あの地域に県としてまだあるのかない のか、その点をお尋ねします。

- ○委員長(治徳義明君) 答弁を求めます。 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) 県からの打診は平成28年1月8日ということになっております。 また、あの地域で他の未利用地があるかないかという御質問ですが、打診を受けております のは隣接しますもう1筆約8,000平方メートル、こちらについてあわせての打診を受けております。

- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。
- ○委員(行本恭庸君) 委員長。

○委員長(治徳義明君) 行本委員。

○委員(行本恭庸君) あと8反ほどあるということですけど、ほんなら今の計画してみて私 の考え方から言わせてもらうと、全体で2.2~クあって、その中で半分ほど体験圃場とかに使 うわな。それでは、ほんなら品目を決めて、例えばブドウの木を何本か植える、へえから桃も 何本か、その程度のものしかできんと思う。ほかに例えば、青物野菜もせにゃあいけん、いろ んなものが要ると。そしたら、やっぱり最初打診があったときに、もうあと8,000平米ほどあ るんなら、それも一緒に買えるように、それも農地で買えば安い単価で買えるわけじゃろ。そ れで買うて先で、今度はあと何に使おうと、こっちの手に入ったらどうにでもなるわけじゃ。 例えばほんなら、もうちょっと建物が足らんからそっちへ建物をつけて、残りをそういうもの に使うとか、いろんなそういう計画ができる。最初出た話が事務所のほうだけの話みたいなと こからスタートして、へえでいろいろ話を聞きょうったら、まだありますということであった わけですけど、今8,000平米でもあるんなら何で一緒に買わんのんよ。買うときゃ何でも使え るわけじゃ。せえと、今の説明まだ受けてないからわからんけども、そりゃあ赤磐市の特産品 をと言うたところで、それをどこまで特産品を上げるんか知らんけど、ほんならそれだけする だけの土地で、ほんならあそこの残った土地だけで、半分ほどの土地だけでできるんかという 問題に見てみられえ。やり方によったら、あれだけちっぽけな土地じゃできんということにな るんじゃないですか。

じゃから、最初の話を、この程度の企画をして、品目もこれだけに定めてこうするから、これだけの面積が要るんだという、最初のうったてのやり方が悪いからこういうことになるんでしょう。まだ、ほんなら8,000平米あるなら、このとき一緒に買うときゃええんじゃが。金自体わずかなもんじゃ、反当何ぼで買うとんな、農地を。七、八十万じゃなかったか、そんなもんじゃろ。もう少し考えてやってくださいよ。

- ○委員長(治徳義明君) 答弁求めます。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- 〇農林課長(是松 誠君) 打診をいただいておりますのは、先ほども申しました3筆でございます。今回就農等支援センター、こちらの拠点整備に活用できるという見込みがこの2筆ということでございます。打診については継続していただいておりますので、今後、まずこの2筆で施設の計画、それから圃場の計画等十分煮詰めまして、3筆目につきましてはその後の判断ということで考えております。

以上です。

○委員長(治徳義明君) よろしいか。

過去の委員会でも、今行本委員さんが言われたような、何で3筆目を買わないんですかとい うような御質問があって、そんな重要な農業振興であれば活用すればいいんじゃないですかと 言うたときに、何か検討しますみたいな御答弁があったんですけど、もう検討はなさらなかったということでよろしいんですか。

- ○産業振興部長(有馬唯常君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 有馬部長。
- ○産業振興部長(有馬唯常君) ただいまお話をいただきました3筆目の話も、これまでこの常任委員会の中で取得してはどうかという御提言をいただいております。やはり先ほど委員の御指摘のとおり、体験圃場、実証圃場、こうしたことを多品目にわたって展開していく場合、お配りしております地図の2筆目で今計画しておりますけども、まだまだそうした計画を練る段階で、面積的には大きいものが必要ではないかと私、思っております。

そのあたりも含めまして、この施設運営というところで3筆目の展開も検討していきたいというふうに考えておりますので、そのあたり整理ができましたら、また3筆目の部分につきましても御報告させていただく予定にしております。

○委員長(治徳義明君) そのほかに。 佐々木委員。

○委員(佐々木雄司君) 私はこの農業支援センターには、この3月の議会の討論の段にも必 要な事業というのが赤磐市にもありますわなということで、必要な事業として賛成の姿勢で考 えていたんですが、先般一般質問の段で、これはちょっと考えていかなきゃいけないなという ふうに思ったところがあります。それは何でかといいましたら、要するに答弁なんですけど も、僕の思うた答弁をしてくださいという話じゃないですよ、そんなこと言うてないんです よ。答弁というのは、役所の方ですから中立的な立場に立って答弁していただくというのが、 私はあるべき姿だと思うんですが、この間ちょっとお困りになられるのかわかりませんけど も、ある位置に偏った形で、その方を守るかのような、不利にならないかのような、そういっ たような答弁をおやりになられた。自分たちの都合が悪いことについては、こういったぐあい に議会という本議会の議場においても答弁を真正面からされないと、中立な立場で答弁されな いというのは、これは今後この事業を進めていったときに、要するに事業の継続というところ で委員会としてかかわっていかなきゃいけない、そのときに何かいろいろなところの疑義が発 生した、あるいはいろいろなうわさを聞いた、そういったときに質問したときに同じようにさ れたら、これ、議会としてコントロールできないですよ。信頼の問題なんです、信用の問題な んです。そういったようなところの位置に市役所さんがいらっしゃるのに、この事業をすっと 認めるわけに私、いかないなと、厳しくこの事業についてもやはり事前に調査をさせていただ いて、それから必要なものなのか、不必要なものなのかというようなところを判断をつけてい かなきゃいけない、これはもう当然ですよ、我々議会、議員ですから。委員会でもあります し、審議してるんですから。そういった仕事を仰せつかってるわけですから、それはもうしっ かりやらなきゃいけない。しなかったらバッジを外さなきゃいけない話ですからね。それはや らせてもらうんです。

その中で、この話の歴史、経緯を御存じの先輩が、今質問を冒頭されたわけですけども、その中で聞いておりましたら、この事業というのは当該地というか、その場所については赤磐市のほうから県のほうに求めていったんじゃないんですか。これ、県のほうから求めてこられたんですか、それとも市のほうがこの土地をということで求めていったんですか。これは経緯はどちらなんですか、お答えください。

- ○委員長(治徳義明君) 答弁求めます。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) この土地につきましては、繰り返しになりますが28年1月に岡山県のほうから赤磐市のほうに活用の予定はないかという打診をいただいております。 以上です。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) であれば、県のほうが方針転換をされたということでしょうから、 県の資料をお持ちなんじゃないんですか。どういったようなことで方針転換されたかというこ とですよね。そこら辺の県の資料ってお持ちじゃないんですか。内容は把握されずに、言われ たからそのまま、はい、じゃあわかりましたということで進んでる話ですか、これ。
- ○委員長(治徳義明君) 答弁求めます。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) そのあたりの経緯につきましては、岡山県のほうからは県の内部 の経緯につきましては書類、あるいは口頭等でのお話はいただいておりません。 以上です。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) いやいや、それ、おかしいじゃない。これだけ大きなことをやって、それで風呂敷を広げて何だかんだと、農業支援だとかどうした、こうしたというのに、岡山県のほうが以前とは違った方針転換をしたんですよね。そこのところの事情把握をしてないというのは、これは市のほうの落ち度じゃないんですか。もう1回これ、県のほうに資料を取り寄せるなどして、県のほうの方針がこういったぐあいに変わったんだと、県のほうから、市ではなくて県のほうから打診があって市のほうが動いたんだということであれば、その根拠となるものを示しなさいよ。用意できませんか。
- ○委員長(治徳義明君) 答弁求めます。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。

〇農林課長(是松 誠君) 先ほどと同じ、繰り返しになりますが、28年1月に打診をいただいた公文書でいただいております。それに基づきまして、市のほうでは取得に向けて事務協議を進めてまいりました。現在のところ、根拠と言えますものはその公文書ということになります。

以上です。

- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) はっきり言って、そういった程度のものであれば審議に応じるわけにいかないと思いますね。やっぱりしっかりとそのもとになる根拠を示していただかないと、その程度のもので審議をしてくれと、議案の上程かということになると、余りにもこの議案審議と、お金幾ら使うんでしたか、これ、5,000万円か6,000万円お金使うんですよね。にもかかわらず、それだけのお金を用意するにもかかわらず、余りにも準備不足でしょ、これ。

これ、用意してくださいよ、早急に。ファクスでも送ってもらって、1回とめて、それを見てから話ししましょうや。

○委員長(治徳義明君) 暫時休憩します。

午前10時38分 休憩 午前10時49分 再開

○委員長(治徳義明君) 再開いたします。

佐々木委員のほうから県の文書云々、提出を求められてるんですけども、佐々木委員さんの お考えはそういうお考えなんですけど、今回の審査に当たりましてそういったことが必要かど うか、各委員さん、御意見をいただいてもよろしいでしょうか。

- ○委員(佐々木雄司君) 各委員に聞かんでも、委員長の御判断でええんじゃないかなという ふうにも、委員会運営ですから、私は委員会に申し上げてるだけで、それをどういうぐあいに 伝えるかというのは……。
- ○委員長(治徳義明君) 決はとらなくてもよろしいですか。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。もう委員長の判断でいいんじゃないかなと、そのことは。
- ○委員長(治徳義明君) でしたら……。

ちょっと御理解いただいて前へ進まさせていただきますので、佐々木委員、よろしくお願いいたします。

- ○委員(佐々木雄司君) はい、じゃあ委員長、続けて。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 質問のほうを続けさせていただくんですが、何かしらまちづくりの話にしても、逃げどころが第2次総合計画というところに書かれておりますからということでお逃げになられるんですが、そこのところに幾ら書かれていても、先輩委員に御説明されてた内容を聞きましても、これ、全て名目説明ですよ。管理棟で勉強するんだとか、情報提供する

んだとか、これ名目説明って言うんです。

そうじゃなくて、この事業が今後赤磐市のためになって、そしてこの事業が赤磐市で将来において、今だけではなくて持続的に事業を行うことが可能なのかどうなのかと、効果を継続させることができるのかどうなのかっちゅうところも、この委員会の中で審議の内容に入れなきゃいけないと思うんですよ。効果、継続性、こういったようなもんですよね、しなきゃいけない。その中で、名目説明だけで、これ、どうやって継続性の理解にすればいいんですか。何を言わんとしょうるのか、もう少し御説明したいと思いますけど、例えば勉強は年何回するんですか、どんなものを。講師はどういった方を予定されてるんですか。東京大学の教授を呼ぶのとNPO法人の専門家を呼ぶのと、ギャラ違いますよ、運営経費にかかってきます。情報提供、どういった情報提供するんですか。何人ぐらいに情報提供するんですか、どんなものを。ということになったら、職員さんの数が決まってきますよね、人件費。

こういったようなところを出していただいて、このぐらいの人件費、このぐらいの予算がかかりますというようなところをもって、この事業の計画の説明にしてもらわないと、あんなことをやります、こんなことをやります。こんなこともやりますって名目説明だけで、事業の継続性というようなところ、これ判断できないんじゃないですか。具体的にそういった名目ではなくて、実際に経費、予算が伴うもの、こういったようなものというのは算出されてるんですか。

- ○委員長(治徳義明君) 答弁求めます。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- 〇農林課長(是松 誠君) この事業の効果、継続性ということでお尋ねをいただいております。

運営につきましては、公社を設立してその運営に当たっていくというようなことを検討の一つに入れております。また、その効果につきましては、先ほども申し上げました高齢化、農家の減少等々、そういうものに対応できる研修等を組むことで赤磐市の将来の農業に効果を発揮するのではないかと考えております。

そのあたり、細かいところにつきまして本年度内容を詰め、計画を立てていくようにしております。その都度、またこの委員会で内容につきまして報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) つまり、これから計画する内容というのは、予算がつかなかったら 非常に効果の矮小な事業の計画しかできずに、この2.2へクタール、県のほうから土地を買っ て、6,000万円か7,000万円かお金を払って土地を買って、造成をしてこれから設備をしてたく さんのお金をかけても、そこのところで十分な事業効果が出るか出ないかっちゅうことは、ま

だわからないということですか。

- ○委員長(治徳義明君) 答弁求めます。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) 効果、継続性につきまして、現在のところ、先ほどから説明させていただいておりますけど、公社化等、検討の一つに入れ、機能、施設の大きさ等、概略の構想を持っております。さらに、その中身を細かく本年度詰めていくということで御理解いただきたいと思います。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 全然わからなくなってきたんですが、その公社にはうちの赤磐市は お金を入れないんですか、一切。職員さんもかかわらないんですか。
- ○委員長(治徳義明君) 答弁求めます。是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) 組織の公社につきましては、職員がかかわるか、かかわらないか ということであれば、市の職員もかかわっていくべきというふうに考えております。 以上です。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) いや、公社の予算はどうするんですか。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) そのあたりも本年度細かく計画していきたいと思っております。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 限られた財政の中で、今うちの赤磐市もたくさんいろんな事業をやっています。そういった中で、十分予算を確保することができないかもしれないし、この委員会の中でその事業についてはちょっと待ってくれということでストップがかかる可能性もありますよね。そういった未来、今全然できてないと、事業計画で予算立ての計画も全くできていないということになったら、予算、そちらのほうはいろいろあれもやりたい、これもやりたいとお考えになられてるのかもしれないけども、将来において予算がなかったらできないことですからね。予算がつかなかったら、じゃあ事業を最初に思っていた効果を十分出すことができないまま事業を継続していくということですか。
- ○委員長(治徳義明君) 答弁求めます。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- 〇農林課長(是松 誠君) 効果の大きさにつきましては、今のところ数値等で持ち合わせて おりません。最大限この約2.2~クタールの土地、活用して最大限の効果が出るように事業を

進めてまいりたいと思います。

- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) いや、だからそれを進めるって言っても、気持ちはわかるけども予算がつかなかったら、これできないでしょ、思ったような効果を出せないでしょ。そこはお認めになるんですか。
- ○委員長(治徳義明君) 答弁をお願いいたします。
- ○産業振興部長(有馬唯常君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 有馬部長。
- ○産業振興部長(有馬唯常君) ただいま御指摘をいただきました将来への継続性、こうしたところでの予算が伴います事業になってまいります。この事業展開におきましては、先ほど担当課長のほうより御説明申し上げましたが、費用が過度にならないような精査をしたいと考えております。そうした整理も含めまして、本年度整理ができた段階でまた順次お示ししていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) いや、だからおかしいこと言うなあというのはそこのところなんですよ。ここで土地の取得が決まって、事業化がもうこの土地の取得によって半分決まったような状態になったときに、その後に計画みたいなものを持ってきたら、結局その土地を買ったものを根拠にして、そこの中身がどうとかというところの十分な精査はできずに、これ、効果を出すためにこんだけのものを認めなきゃいけないなあということで、財政を圧迫してでも、それを認めなきゃいけなくなるじゃないですか。順番が逆でしょ。財政のことを考えていただいて、今赤磐市がどこまでできるのかというところの検討をしていただいて、それからそれに見合ったような事業、だから2.2~クタールを買うんでも3~クタール買うんでも、それはいいんですよ、将来に備えるということですから。土地をどのくらい買うとか買わないとかということの以前に、そのもとになるものがなかったら、結局幾らのものを1~クタールのものを買おうが一緒でしょうがっちゅう話をしょうんですよ。

だから、事業計画を出さずに物事を進めるというのは、順番が逆じゃないんですか、これは やっぱりどう考えても。ちょっと判断しかねますね、これ。

- ○委員長(治徳義明君) 答弁お願いします。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- 〇農林課長(是松 誠君) 事業計画につきましては、当委員会で概略の計画を何度かお示しさせていただいております。その中で、委員御指摘のような数値的な効果の算定ですとかというものはまだできておりません。先ほど部長からの答弁もございましたが、本年度の計画策定の中で、より小さな予算で大きな効果が出るような計画を立てていきたいと思っております。

よろしくお願いします。

- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 最後によろしくお願いします、よろしくお願いしますっていう話を よろしくされるような話でもないし、厳密にいいのか悪いのか、白か黒かで判断をつけていく だけですから、よろしくお願いしますって同情を呼びかけられても、それは困るんですよ。

そうじゃなくて、今まで説明をいただいてるような名目説明はいただいてます。でも、その中が、例えば勉強は年何回する予定なのか、どういった勉強をするのか、講師はどういった方を用意すればその事業の目的、趣旨に沿ったような効果を得ることができると考えているのか、そこのところに講師を選ぶのであれば、こんだけの専門家のリストを農水省のほうから推薦をいただいておりますから、その中から選ばせていただきますとか、そういったようなものが要するに事業計画と言われるものであって、名目説明と事業計画を一緒に考えてもらっては困る。

だから、この土地の取得、就農支援センターに限らずほかのところでもそうですけども、建設課もそうだし、ほかの総務課もほかの教育委員会もそうだろうし、全てのところがそうだと思うんだけども、何か考え違いしてる。民間でこんなことをやってたら、はっきり言って突き返しですよ。よくこんなの会議に出してきたなということで大怒られするパターンですよ。全くエビデンスがない。前の自動運転と一緒ですよ、こんなもの。

幾ら言ってもないんだということはわかりましたから、ないじゃ困りますよということを、 ないじゃ困るし、ないようなものを認めるわけにはいかないということを強く主張して私のほ うの質問を終わりたいと思います。

- ○委員長(治徳義明君) ありがとうございます。 そのほかに。
- ○副委員長(佐藤 武君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 佐藤副委員長。
- ○副委員長(佐藤 武君) まず、就農支援センターについては過去の経緯からすれば、改選前の時点で減額修正というようなこともあったはずです。そうした中で、基本的には用地買収の単価が高過ぎるということで否決されたというふうに私は認識をしてるんですけれども、そうした中で1年半前、改選後再度就農等支援センターの予算が上がってきた中で、産業建設委員会の中で事業計画なり、実証圃場についてもいろんなこういうことをしたいと。例えば、ブドウの栽培をしたいということの中で、具体的に津崎の場所はブドウは育ちにくいんだというようなやりとりもあったように私、記憶しとんです。

そうした中で、3筆目の土地について、この委員会の中でも確かに実証圃場的に少ないと思 うので、もういっそ買ったらどうですかというような委員会の中での意見も出てたと思いま す。そうした中で、今回改めて土地の取得という議案についての提案がなされて委員会で審査 する中で、今いろいろ意見が出てるんですけれども、確かに就農等支援センターの事業を進めるに当たって、就農等支援センターだけではないですけれども、確かに将来的な予算も全て含めて計画をするというのが本当に望ましい形だとは思いますけれども、事業を進めながら、同時に走りながら予算、いろんな計画を進めるということもやらざるを得ない状況もあるというふうに思うわけです。

そうした中で、今回当初の用地取得価格というのは、私の記憶では2億円ぐらいの価格が示されてたと思いますけれども、鑑定評価という形で2筆で5,290万円という金額も示されて、非常に努力をされたというふうに私は思うわけです。そうした中で、赤磐市の基幹産業は、私はいずれにしても農業だというふうに考えております。そうした中で、新規就農者の支援ということで、新聞記事とかで県立農業大学校がある赤磐市以外で、赤磐市の方がよその就農等支援センター的なところに行かれて頑張ってるという新聞記事も拝見したんですけれども、それを見たら県農業大学校がある赤磐市で本当にこういう農業の訓練をしていただくのが一番いいなというふうに思うわけですし、就農等支援センターについても早く整備を進めていただきたいなというふうに考えるところです。

いつごろ完成するのか私もお尋ねしたいんですけれども、それはそれとして、私の思いとしては金額的な部分からいけば、もうぜひとも取得していただきたいなというふうに思います。 以上です。

- ○委員長(治徳義明君) 意見でよろしいですか。いつごろ完成するという……。
- ○副委員長(佐藤 武君) いつごろ、確認の意味も含めて、いつごろ……。出てますかね。
- ○委員長(治徳義明君) 答弁……。
- ○副委員長(佐藤 武君) いやいや、30年度の事業計画は全体の就農等支援センターがいつ ごろから事業実施ができるのかという、もう全体を含めての目標はいつごろを予定されてるの かということもお答えできればお願いしたいと思います。
- ○委員長(治徳義明君) 答弁求めます。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) 完成でございますが、まだ用地、これから取得、それから設計ということになります。以前の資料、試算では平成32年ごろということで計画をしております。

今後、そのあたりも見直し、御指摘のように少しでも早く効果を発揮できるように努力をさせていただきます。

- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。
- ○副委員長(佐藤 武君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) そのほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(治徳義明君) なければ、これで議第40号の質疑を終了いたします。 ここで、11時20分まで休憩とします。

午前11時8分 休憩午前11時20分 再開

○委員長(治徳義明君) 再開いたします。

続きまして、議第41号赤磐市空家等の適切な管理の促進に関する条例(赤磐市条例第20号) を議題として、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

- ○建設事業部長(塩見 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 塩見建設事業部長。
- ○建設事業部長(塩見 誠君) 議第41号につきましては補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(治徳義明君) ありがとうございました。

執行部からの説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

何か質疑はございませんか。

佐藤武文委員。

○委員(佐藤武文君) やっと、空家等の適切な管理の促進に関する条例が赤磐市でも制定を されるんだなあという、よかったなあという考え方でおります。

その中で、私はこの条例の内容を見させていただいたときに、最終的には第15条にうたっておる、市長が別に定めるという項目が1項目、最後に15条の中にございます。そういうことの中で、これは全て市長の権限によって、この空き家対策ということについては全て委ねられておるんだなあという感を受けております。

そのことの中で、若干御説明をいただきたいのは、第11条の庁内体制の整備について、市長は空家等に関する施策を実施するために必要な庁内体制を整備しなければならない、しなければならないということの中で恐らくされるんだろうと思うんですけど、庁内体制とはどのような体制を考えておられるのかということがまず第1点。

それから、私は第13条の赤磐市空家等対策協議会、それから第14条の赤磐市空家等対策委員会、この違いについて御説明をいただきたい。協議会と委員会の違いについて説明をいただきたいということをまずもって答弁いただきたいと思います。

○委員長(治徳義明君) 答弁を求めます。

杉原建設課長。

○建設課長(杉原洋二君) まず、庁内体制についてです。空き家に関連する事務といたしま

しては、防災面でありますとか防犯面、景観面、まちづくり等、空き家問題は複雑多岐にわたっております。この庁内体制とは、防災面では消防本部の警防課、防犯面ではくらし安全課、衛生・景観面では環境課、それからまちづくり面では建設課並びにまち・ひと・しごと創生課、こういった関係部署に事務のほうが及んでまいります。こういった中で、これらの課から関係職員を集めまして、相互の連携を密にしていくという意味での庁内体制をとっていきたいというふうに考えております。

続きまして、先ほど質問がございました13条の空家対策協議会と14条の空家対策委員会についてですが、空家等対策協議会は空家等対策の推進に関する特別措置法、俗に空家特措法と言われるものであります、これに基づきまして法律面、不動産面、そしてまた建築等に関する学識経験者並びに市議会議員の方々、住民自治組織の代表の方、福祉団体等の方、こういった方で構成をし、空家等対策計画の作成でありますとか、これの変更、実施に関することなどの調査、審議をするための機関でございます。そして、14条に掲げる空家等対策委員会というものは、この協議会の中から特定空家に関しまして個別の事案、判断基準、こういったものを審議するものでございます。これらには専門的な知見からの意見も求められるところでありますので、法務関係では司法書士の先生、建築関係では建築士の先生、不動産関係では不動産鑑定士の先生、そしてまた不動産流通面では宅地建物取引主任士、こういったライセンスを持たれてる方の中から選任をし、個別の事案を検討していくというものであります。そしてまた、これらを最終的に判断するのが、空家等対策協議会というふうな位置づけであります。

説明は以上です。

- ○委員長(治徳義明君) 委員の方に申し上げときます。論点を明確にするために、一問一答 でお願いします。よろしくお願いいたします。よろしいですか。
- ○委員(佐藤武文君) いや、どういうこと。
- ○委員長(治徳義明君) 複数……。
- ○委員(佐藤武文君) 一問一答じゃあと言うて、このことについて質問したんじゃけど、一問一答じゃあというのはどういうことを言っているのか。
- ○委員長(治徳義明君) いや、いや、数をたくさん質問されたら論点がわかりにくくなるので。
- ○委員(佐藤武文君) いや、いや、このことについて、空家等の条例について聞きょうるわけじゃから、これは一問一答になるんじゃないの。
- ○委員長(治徳義明君) わかりました、わかりました、わかりました。要は、余り数を質問されたらわかりにくくなるので、時間制限がないので、個別でやってお願いしたいということで、論点を。

別段どうのこうの言うわけじゃないので、ちょっと御理解ください。論点をはっきりするために。

- ○委員(佐藤武文君) ちょっと、ちょっと、反論するわけじゃない。関連性があるから、そ の関連性のことについて僕はずっと聞いとるわけで、これは僕は質問については1問になっと るわけなんで、関連性がある。庁内組織と協議会と委員会のことについて私は聞いとんで、こ れから再質問しょうと思うても、もうしとうのうなるなあ。
- ○委員長(治徳義明君) わかりました、了解しました。佐藤武文委員の言うことはわかりま した。
- ○委員(佐藤武文君) どういうことかはっきりせえ、これは。
- ○委員長(治徳義明君) いや、じゃあなしに。
- ○委員(佐藤武文君) 一問一答じゃねえと、けえからおえんのんじゃな、ほんなら、この委 員会は。
- ○委員長(治徳義明君) いや、そうじゃなしに。
- ○委員(佐藤武文君) いや、いや、そういうて委員長、言われたがな。
- ○委員長(治徳義明君) そうじゃなしに、佐藤武文委員の言われたことをどうのこうの言っ てるんじゃなしに。
- ○委員(佐藤武文君) いや、いや、そうじゃろ。わしの質問した後にあんたはそういうこと 言うたんじゃが、あんたが。
- ○委員長(治徳義明君) はい。
- ○委員(佐藤武文君) どういうことで、一問一答じゃねえとおえんということは。
- ○委員長(治徳義明君) じゃあなしに。
- ○委員(佐藤武文君) 質問しにくいなあ、そがんこと言うたら。
- ○委員長(治徳義明君) ほんならちょっと聞いてください。論点をはっきりするために… •••
- ○委員(佐藤武文君) 論点がはっきりしとらんのかな、わしのが。
- ○委員長(治徳義明君) いや、じゃあなしに。
- ○委員(佐藤武文君) もうええわあ、もう。質問せんわ、やめた。もうええ。
- ○委員長(治徳義明君) ちょっと暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時27分 再開

- ○委員長(治徳義明君) 再開いたします。 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 私のほうから、これ多分将来において必ずひっかかりが出るところ なんだろうなと思うところが1個ありましてお尋ねをするんですが、3条所有者の義務。悪影 響を及ぼさないようにということなんだけども、悪影響ってそれぞれ主観が違いますよね。ど ういったぐあいに定義されてるんですか、何かありますか。

- ○委員長(治徳義明君) 答弁をお願いします。
- ○建設課長(杉原洋二君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) 具体的な悪影響がどのようなものかという定義は、現在のところ 定めておりません。時代とともにその悪影響の度合い等も多少違ってくるのかなというような 認識でございます。

- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) これは運用規則と条例ですから、これに基づく規則っていうのができるんだと思うんだけども、その中ではこれは設けておいたほうがいいと思いますよね。というのが、義務で役所のほうから、いや、もうここに条例があって、赤磐市はこの義務を果たしていただかなきゃいけないんで、義務を果たしてくださいよって言われたときに、悪影響って誰が悪影響言よんな、失礼なことを言うなというて言い返されちゃいます。よくあるパターンですけど。だから、そういったときに、赤磐市では悪影響とはこういったようなものを言うことにしてますよっていうところの基準を、そこのとこに置いて話をしないと、勝手なことを言うな、あんたが言ようるだけじゃねえか、誰が言よんなら、連れてけえという話になっちゃう。よくある話ですけど。だから、これもうぜひ運用規則のほうで設けていただきたい。これから運用規則はつくるんですよね。
- ○委員長(治徳義明君) 答弁をお願いします。 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) 御指摘の点を踏まえまして、運用規則のほうを検討したいと思います。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 続いて5条なんですが、市の責務ということで努力義務等必要な施策ということがこの中で書かれてるんだけども、どんな努力で、今必要な施策っていうのは何か検討されてるというか、この条例に関係する必要な施策ということなんでしょうけども、これは何か今考えてらっしゃるものがあるんですか、御紹介ください。
- ○委員長(治徳義明君) 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) まず、必要な施策についてですが、今回考えておりますのは空き 家の解体除却に対する助成制度、また空き家バンクを活用しての仲介手数料の助成制度、これ を第5条に基づく必要な施策と現在考えております。

それから次に、努力義務につきましては、空き家を発生させないための市民啓発活動、こういったものを努力義務に現在考えてるところであります。

- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 今、都合2つ、必要な施策と努力の部分、市のほうで努めるというところを教えていただいたんですが、これは数はこれから当然ながらふえていきますよね。努力すればいろんなニーズに合わせてというか、いろいろなケースにぶち当たっていくわけでしょうから、その都度ふえていくというような認識でいいんですか。
- ○委員長(治徳義明君) 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) 空き家の状況は、やはり時代とともに変化してまいります。現在 踏まえてる空き家も、経年劣化等進んでいく場合が想定をされております。新たな施策展開に つきましては、今やっている施策のPDCA等のサイクルを用いて効果的な手法を検討しなが ら、次のステップへ対応していくように、費用対効果を検証しつつ考えるものであると考えて おります。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 第6条の立入調査等なんですが、市長、忙しくなるね、これ。結構空き家の数が全市全域にわたって多いわけですけども、この中で市民から通報の義務がかかってますから、通報が市のほうに寄せられます。こうです、ああですということになったら、市長はもうこの立入調査、第6条等々、第8条、こういったようなところで判断をつけていかなきゃいけないわけですけども、この判断をつけていく何か基準みたいなものは市長のほうでお持ちなんですか、これは。
- ○委員長(治徳義明君) 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) こういった特定空家並びに準特定空家に対する判断基準は、国の ほうのガイドラインが示されております。これに基づきまして赤磐市でも進めていきたいと考 えています。

- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。
- ○委員(佐々木雄司君) 結構です。
- ○委員長(治徳義明君) そのほかに。
- ○副委員長(佐藤 武君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 佐藤副委員長。
- ○副委員長(佐藤 武君) まず、先ほど佐藤委員から質問がありましたものにちょっと関連 するんですけれども、協議会と委員会を設置して、委員会は協議会の中から選ぶというふうに この計画の中にあるんですけれども、具体的に報酬等は支払われる予定なんですか。
- ○委員長(治徳義明君) 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) 開催の都度、そういった費用弁償的なものは考えております。
- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。

- ○副委員長(佐藤 武君) はい、次。
- ○委員長(治徳義明君) 佐藤副委員長。
- ○副委員長(佐藤 武君) それではまず、第8条第4項に措置を命じようとするものに意見を述べる機会を与えなければならないというふうにあるんですけれども、具体的にはどういう場を設定しようとお考えですか。
- ○建設課長(杉原洋二君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) 措置の命令までに、条例にもございますように空き家管理者に対しての助言指導、そしてまたその次の段階として猶予期間を付しての勧告、そして最終的には措置命令、こういった段階段階を経て手続のほうを進めてまいります。その際、空き家管理者の方がその空き家物件にかかわっている立場、すなわち所有権でありますとか、相続人でありますとか、納税管理人、それぞれに違う場合が想定されます。このような状況におきまして、猶予勧告を付した後に相手方に意見を述べる機会を与えるわけですが、相手方が住まれている居住地でありますとか相手方のかかわり度合い等によりまして、職員による聞き取り調査、もしくは文書での照会などの手法が考えられるところであります。どのような手法をとるかにつきましては、合理的な方法で考えております。

- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。
- ○副委員長(佐藤 武君) はい、ありがとうございます。
- ○委員長(治徳義明君) 佐藤副委員長。
- ○副委員長(佐藤 武君) 今回、利活用促進ということで仲介手数料、それから除却事業補助制度ということで、新しい2つの事業が実施されるということなんですけれども、先ほど佐々木委員のほうの御答弁にPDCAに取り組みながら考えていくというような御回答もいただいたんですけれども、この空家等対策計画、これを見ても高齢化が本当に超高齢化社会で、どんどん高齢化が進んで空き家がふえるということはもう紛れもない事実だなというふうに思うわけですけれども、そうすれば経費も当然増加してくるということになると思いますけれども、この事業継続の見通しなり新たな事業展開というのは、どういうふうにお考えになりますか。
- ○委員長(治徳義明君) 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) 本年4月に策定をいたしました空家等対策計画でも、新たな事業として、次の事業としては空き家の改修等の利活用施策のほうも掲げられております。しかしながら、それらの施策を伴う実行に当たりましては財源も必要となってきます。このような事業に対しまして、現在のところ国、県、こういったところの財政支援の状況が不透明な状況です。これらの状況を注視しながら、先ほども言いましたように施策の実効性でありますとか、

継続性、社会情勢の変化、こういったものも踏まえながら、今回実施する空き家対策の2つの 事業を行っております。先ほどとも重複しますが、これらと合わせまして費用対効果を検証し つつ、その他の事業につきましても今後検討を進めていくというふうに考えております。

- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。
- ○副委員長(佐藤 武君) はい、じゃあ関連してもう1つ。
- ○委員長(治徳義明君) 佐藤副委員長。
- 〇副委員長(佐藤 武君) 今回、空家仲介手数料 2分の 1 とか、除却が 3分の 1 というふう な補助率も示されました。その根拠といいますか、 2分の 1、 3分の 1 という取り決め方は、何か根拠があるのかなと。例えば、逆にその補助率を高くして 4分の 3にするとかというよう なお考え……。
- ○委員長(治徳義明君) 一般会計補正予算で聞いてもらえませんかね。
- ○副委員長(佐藤 武君) 補正予算になるんですかね。
- ○建設課長(杉原洋二君) はい。
- ○副委員長(佐藤 武君) いや、この具体的にあるので。
- ○委員長(治徳義明君) 補正予算で説明をしますよね。
- ○建設課長(杉原洋二君) はい。補正予算ということで。
- ○副委員長(佐藤 武君) 答えました。
- ○委員長(治徳義明君) 今、これは条例なので。
- ○副委員長(佐藤 武君) 条例もあるんよ。
- ○委員長(治徳義明君) 条例に対する質疑なので。
- ○副委員長(佐藤 武君) 条例もあるんですよ。
- ○委員長(治徳義明君) はい。条例の質問をしてください。
- ○副委員長(佐藤 武君) ここにあるんですよ、補助、この要綱の中に。この要綱の中にあるからどうなのかなと、ここに2分の1、5万円とか。
- ○委員長(治徳義明君) 暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時40分 再開

- ○委員長(治徳義明君) 再開します。そのほかに何かありますでしょうか。 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 今ぱっと思い出したんですが、14条対策委員会のこの委員のメンバーというのは、一般の方も入るんですかね。
- ○建設課長(杉原洋二君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) 現在想定されるメンバーにつきましては、もととなります空家特

措法なんかでどういった方が入ってくるかというのが指針として掲げられております。これを 踏まえまして、赤磐市のほうで考えるメンバーといたしましては、自治連の代表の方、そして 議会のほうから、そして建築の専門知識を有する建築士会、そしてまた建設業界、それから不 動産業界としまして宅地建物取引業会というところであります。

- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) これは条例に基づいて報酬が発生しますよね。
- ○委員長(治徳義明君) 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 先日、本会議の中で指摘をさせていただいたんですが、こういった 審議会とかというようなものを設けるときには、14条の2には規則で定めると書かれてるんで すが、これは条例で定めるじゃないんですか。これは多分条例で定めないと、地方自治法のこ の間何て言ったか、202条の3って言いましたか、ここにひっかかるんだと思いますよ。

岡山地裁、広島高裁岡山支部のほうで、岡山市の町内会の審議会、この町内会の検討審議会か何かに関して判例が出てるんですが、その判例は要するに規則で定めていて、条例で定めていなかったので、要するに不当支出じゃないかということで判断が高裁のほうから出されているんです。そういったようなところで、規則で定めるんではなくて条例で定めなさいというようなことだというふうに私は思ってるんですが、これは規則でいいんですか。

- ○委員長(治徳義明君) 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) 先ほどの協議会のメンバーにつきましては、14条のほうでこの委員会を審議するものという位置づけのほうを制定してると考えております。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) ここはテクニックのところもあるのかもしれないんですが、条例の中に定められている一文をもって条例に関与してるということで地方自治法の202条の3、ここのところに関連づけられるという判断はちょっと危なくないですか。

いや、それでよけりゃいいのよ。よけりゃいいという話で、危ないんじゃないかなと思って るから指摘してるだけで、よけりゃいいんですよ。これで、いやあ大丈夫ですっていうんであ ればオーケーですけど、大丈夫なのか。何か不安だな。

○委員長(治徳義明君) 暫時休憩してもいいですか。 ちょっと暫時休憩します。

> 午前11時42分 休憩 午前11時44分 再開

○委員長(治徳義明君) 再開いたします。

杉原課長。

- ○建設課長(杉原洋二君) 本件につきましては、この協議会の役割とか設置をすることを条例で定めております。そしてまた、委員の組織等の具体的なメンバーにつきましては、やはり各種団体からの選出につきましては年度更新時期におきまして委員の変更等がございますので、そういった詳細につきましては規則のほうで定めていきたいというふうに考えております。
- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。
- ○委員(佐々木雄司君) ああ、なるほどな。はい、はい、読めた、はい、大丈夫です。
- ○委員長(治徳義明君) ありがとうございます。 そのほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(治徳義明君) なければ、これで質疑を終了いたします。

続いて、議第45号平成30年度赤磐市一般会計補正予算(第1号)を議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

塩見部長。

- ○建設事業部長(塩見 誠君) 議第45号につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- ○建設課長(杉原洋二君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) それでは、議第45号につきましてです。

まずは、歳出のほうから説明をさせていただきます。

補正予算書の5ページ並びに補正予算説明資料の4ページ、5ページをごらんください。

これは、ことしの4月に策定をいたしました空家等対策計画に基づき実施する事業の経費をここで計上をいたしております。13節の委託料では、今回上程をしております空家等の適切な管理の促進に関する条例第9条に基づくものです。これは、空き家の管理は原則として空き家の管理者、所有者、こういった方の責任で行われるものでございますが、現実のところ適正に管理がされてない空き家が存在しているのも事実であります。こういった空き家が危険な状態となり、それを回避することが必要となった際に、市のほうが行う最小限の費用といたしまして30万円を計上しております。

この件につきましての費用負担は、これに応じた費用は空き家の管理者に負担を求めるべく、議案の4ページのほうで20款諸収入5項の雑入で同額のほうを相手方から徴収するよう計上いたしております。

また、19節では負担金、補助及び交付金でございます。空き家対策といたしまして、2つの

事業を今回計上しております。

まず、1つ目の施策といたしましては、空家仲介手数料補助金。資料のほうで、建設事業部資料のほう、3ページから10ページに要綱の案を添付しております。市の現在行っております空き家情報バンクを利用して、空き家を売買、賃貸する際に生じる仲介手数料の2分の1、もしくは上限5万円を助成するものであります。

2つ目の施策といたしまして、解体除却事業の補助金です。これも建設事業部資料のほうの 11ページから23ページに要綱の案のほうを現在添付しております。これは、空き家の所有者が 一定の基準を満たす空き家を除却する際の解体費用の一部を3分の1、もしくは上限50万円と して助成するものであります。これにつきましては。歳入といたしまして県からの補助金がご ざいますので、議案の4ページのほうで歳入で15款県支出金2項の県補助金として、1件当た り25万円で5件分125万円を計上しているものであります。

説明は以上です。

○委員長(治徳義明君) ありがとうございました。

執行部からの説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

- ○副委員長(佐藤 武君) それじゃあ、委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 佐藤副委員長。
- ○副委員長(佐藤 武君) 済みません。先ほどの負担の割合といいますか、補助の割合で、それぞれ仲介手数料は2分の1、除却が3分の1ですか、そういうことで要綱も提出されておりますし、予算もそういう金額で計上されております。ですから、2分の1、3分の1にした考え方というのが若干どういう考え方でいったか、ちょっと説明をいただければと思います。まして、もうちょっと補助金をふやすような形でのお考えはなかったのかどうかも合わせて、よければお願いします。
- ○建設課長(杉原洋二君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) まず、空き家施策に対する補助金の考え方ですが、これは個人の 資産を形成する補助金としての意味合いのものであると認識をしております。このような補助 金の際に、過半数以上を公費で賄うべきではないと考えております。やはり過半数以上は、み ずからの費用で公平性の観点からも賄われるべきと考えております。

また、先ほどの2分の1、3分の1の根拠につきましてですが、空き家の除却につきましては、やはり空き家の管理者の責任において行われるものであると思います。既にみずからの費用で解体除却をされました方との公平性を考え、そしてまた次に仲介手数料については、不動産流通、これをすることで空き家が即事に有効活用でき、定住促進につながる、こういったも

のを比較した際、イコールではなくやはり2分の1、3分の1と効果的なほうを格差をつけた という状況であります。

- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。 佐藤副委員長。
- ○副委員長(佐藤 武君) 最後ですけれども、予算がそれぞれ計上されておりますけれど も、見込み的にはどういうふうにお考えですかね。
- ○委員長(治徳義明君) 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) 現在の空き家バンクの状況等から踏まえまして、仲介手数料のほうは年間5件程度におさまるのではないか、そしてまた解体除却につきましてもやはり補助以上に自己負担のほうがふえてまいります。先ほどの答弁にもありましたように、補助率を増していけばいいというものではないと認識をしておりますことから、予算額の範囲でおさまるのではないかと現在のところ考えております。
- ○副委員長(佐藤 武君) はい、ありがとうございます。
- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。
- ○副委員長(佐藤 武君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) そのほかに。
- ○委員(金谷文則君) 1つだけ。
- ○委員長(治徳義明君) 金谷委員。
- ○委員(金谷文則君) 済みません。先ほどの都市計画総務費の最後の負担金、補助及び交付金で300万円のうちの空家仲介手数料補助金が5万円ということになってて、仲介手数料は1件5万円というふうにうたってあるので、ここにわざわざ5万円ということは、もう1件予定があってこの5万円をされてるのか、先ほどの答弁……。50万円か。ほんなら5件か。50万円は含まれてて、5件の予定をしているという答弁を先ほど課長のほうはされとったんですが、50万円ということは10件と、こういう予定にされとると思うんで、ちょっとそごがあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。
- ○委員長(治徳義明君) 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) この空家仲介手数料ですが、今執行部のほうで考えておりますのは、売り主、そして買い主、また貸し主、借り主双方に交付をしようというものであります。 したがいまして、5万円掛ける2で1契約分ということで5契約分を考えております。 以上です。
- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。
- ○委員(金谷文則君) その説明を聞いて、10万円かかるんだというのがわかりました。ありがとうございます。

○委員長(治徳義明君) そのほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(治徳義明君) なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第40号土地の取得についてから議第45号平成30年度赤磐市一般会計補正予算(第1号)までの3件について採決したいと思います。

まず、議第40号土地の取得について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長(治徳義明君) ありがとうございます。

起立多数です。したがいまして、議第40号は原案のとおり可決すべきものと決しました。 続いて、議第41号赤磐市空家等の適切な管理の促進に関する条例(赤磐市条例第20号)について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○委員長(治徳義明君) 起立全員です。したがいまして、議第41号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第45号平成30年度赤磐市一般会計補正予算(第1号)について、これを原案のと おり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

「替成者起立〕

○委員長(治徳義明君) 起立全員です。したがいまして、議第45号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査 及び審査の申し出をしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(治徳義明君) ありがとうございます。

それでは、このように申し出をしたいと思います。

なお、委員長報告については委員長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(治徳義明君) よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

途中ですけれども、13時まで休憩といたします。

午前11時56分 休憩 午後1時0分 再開

○委員長(治徳義明君) それでは再開いたします。

次に、その他に入ります。

その他で、委員さん、または執行部から何かありましたら発言をお願いいたします。

- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。

ちょっと暫時休憩します。

午後1時1分 休憩午後1時1分 再開

- ○委員長(治徳義明君) 再開いたします。
- ○農林課長(是松 誠君) 5月25日開催の委員会で、行本委員の非猟期における有害鳥獣駆除活動中の保険についての質疑に対する答弁が誤っておりましたので、訂正をお願いしたいと思います。
- ○委員長(治徳義明君) それでは、訂正を許可いたします。
- ○農林課長(是松 誠君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- 〇農林課長(是松 誠君) 行本委員より非猟期における有害鳥獣駆除活動中の賠償責任保険 に市として加入できないかとの質問に対しまして、捕獲補助金等で対応していただきたいとい う旨の答弁をいたしましたが、正しくは既に市で加入しております。おわび申し上げ、訂正さ せていただきます。申しわけございませんでした。
- ○委員長(治徳義明君) よろしいですか、行本委員。 そのほかに。
- ○農林課長(是松 誠君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) それでは、その他で主な事業の進捗状況を御報告いたします。 産業振興部資料をごらんください。

1ページをごらんください。

(1)番で松くい虫特別防除事業、薬剤の空中散布でございますが、本年度6月5日火曜日から9日の土曜日、5日間で578~クタールを実施いたしております。

次に、(2)第2回あかいわ旨いMOMOコンテストでございますが、昨年に引き続きまして 第2回の開催となります。審査につきましては昨年同様、色、大きさ、傷などの外観の評価は せず、市内生産者が心を込めて育てた桃の食味の評価をしていただきます。

市民の方に旬の赤磐産の桃のおいしさを再発見していただき、地域の農産物に興味と関心を

持ってもらうこと、さらには桃生産農家の生産意欲の向上、及び赤磐市の知名度の向上を図る ことを目的に開催いたします。

本年度は平成30年7月28日土曜日9時から10時にかけまして、桜が丘いきいき交流センターにおいて開催されます。あかいわ映画祭りと合わせて開催することとしておりまして、審査員は市民や瀬戸南高等学校の学生らに参加をしていただく予定で準備をしております。

資料の4ページ、5ページに映画祭りのチラシをつけております。その中に赤のマジックで 囲ったところがあかいわ旨いMOMOコンテストにかかわるところでございます。後ほど御確 認いただけたらと思います。

次に、2ページをごらんいただきまして、(3)学校給食における地産地消の取り組みでございます。あかいわ地場食材地産地消推進協議会では、平成27年度から生産者、直売所、有識者、給食センターの代表者らで地産地消の推進に取り組んでいただいております。中でも、市内給食センターにおける赤磐産食材の利用拡大につきましては、生産者から給食センターへは農産物の出荷計画、給食センターから生産者直売所へは給食メニューの情報をそれぞれ相互に提供するなど、関係者の御協力により赤磐産食材の利用は平成27年度以降順調に伸びております。

6ページをごらんください。学校給食センターにおける利用状況を表示しております。主な ものはタマネギ、ジャガイモ、キャベツなどでございます。

次に、(4)番の地域商社の活動についてでございます。地域商社AKAIIWAは、平成28年度から5年間の事業計画に基づきまして活動を実施しております。自律、自走のために当初の3年間、補助金による支援をしております。

7ページをごらんください。平成29年度の活動実績を載せてございます。

主なものを説明いたしますと、5月には熊山英国庭園内の農力フェの営業を開始しております。市内産食材を活用した専門家による料理の試作、試食会を開催しております。

7月には新品種の栽培について、熊山地内で生産者の説明会を開催しております。

8月には農カフェにおいて新規のパート3名の雇用もございました。また、新しい客層の取り込みとして、コーヒーの焙煎機の導入など行っております。

また、出荷できず未利用だった桃の加工用としての取り扱いも開始しております。

10月から市内産の米の取り扱いを開始しております。

8ページをごらんください。こちらは平成30年度の事業計画を載せております。

主なものを説明いたしますと、6月に熊山英国庭園内においてカルチャー教室を開始。

7月にはカモミールの出荷や、ふるさと納税返礼品にAKAIIWAコーヒーを掲載する予定となっております。

8月には配送車両を導入し、市内農産品の輸送などに活用する計画でございます。

次に、(5)岡山県農業共済団体の組織再編についてでございますが、資料の9ページ、10ペ

ージをごらんいただきたいと思います。

こちらの資料は、本年4月に東備農業共済事務組合議会において配付された資料を添付しておりますので、御確認ください。1県1組合化に向けた今後のスケジュールとしましては、構成市町の議会への検討状況の報告、組織再編、整備、予備契約書の締結、構成市町の議会での農業共済条例の廃止、事務組合解散等の議決が必要となってまいります。

農林課からは以上です。

○委員長(治徳義明君) ありがとうございます。

ここでちょっと質疑をとらせてください。

ただいま農林課のほうから御報告がありました。これに対して5項目報告がありましたけど、何か質疑はございますか。あれば、それで申しわけない、一問一答でお願いいたします。 よろしくお願いいたします。

はい、金谷委員。

- ○委員(金谷文則君) はい、委員長。一問一答というのが、ちょっとよう、どのように聞いていいのかわからんのですけど、とりあえず地域商社AKAIIWAというところの事業報告というか、活動実績報告と事業計画が載っとんですが、改めてちょっと確認をしたいんですけど、さまざまな事業をされとるとは思います。年間の補助金が、補助金というか、支出するお金があって、それが何年間で今度いつまでで終わるのか、それで当然採算がとれなきゃ意味がないと思うので、今まで1年、2年、3年とかっていうのでは採算はとれないだろうとは思うんですが、最終に向けて29年度の売上利益関係、要は成り立っているのかどうか、それから今年度の30年度が成り立つような多分事業計画だと思うんですけど、その目標がどうなっているのか、それをちょっとお知らせください。
- ○委員長(治徳義明君) 答弁を求めます。
- ○委員(金谷文則君) 一問一答でなってますか。
- ○委員長(治徳義明君) いや、なってますよ。ごめんなさい、そういう意味です。ごめんな さい、済みません。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) 地域商社への補助金の支援でございますが、平成28年度から本年度30年度までの3年間の計画でございます。

28年度の初年度は600万円の補助金の交付をしております。また、29年度、昨年度におきましては1,658万3,900円の補助金交付をしております。最終年度の平成30年度におきましては、現在のところ1,400万円の補助金の交付申請をいただいて、活動予定に基づき活動を始めていただいております。

平成30年度の地域商社AKAIIWAの収支計画でございますが、農産物の売り上げ、それ

から農力フェの売り上げなどで6,020万円の計画をされております。そこに赤磐市からの補助 金で1,400万円を加えまして、7,420万円の事業計画を立てられております。

以上です。

- ○委員(金谷文則君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) はい、金谷委員。
- ○委員(金谷文則君) はい、ありがとうございました。

投入するお金とか稼ぐ金はわかるんですけど、要は事業が成り立つかどうかっていうことと、今度30年が過ぎて、当然自立して31年度に赤磐市のためにこの地域商社が活動、活躍してもらわなきゃいけないということが一番の目的だろうと思うんですが、その辺のところでこの7,420万円の売り上げで成り立つのかどうか、成り立っているのかどうか、それから将来この商社だけが成り立っていくのじゃなくて、一番やってもらうのはこの商社によって赤磐市の農業を活性化していかなきゃいけない、それがどういうふうに今関連してきているのかということをちょっと説明をいただきたいと思います。

- ○委員長(治徳義明君) 答弁を求めます。
- ○農林課長(是松 誠君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- 〇農林課長(是松 誠君) 先ほど、歳入につきましては7,420万円の計画を説明いたしました。歳出につきましては人件費等々合計で7,150万円の計画をされております。差し引きますと270万円の黒字という計画をいただいております。

また、30年度で支援が終了いたしますが、31、32、33、34年度までの見込みでございますが、単年におきましては若干のプラス・マイナスの変動が見込まれるような計画をされておりますが、トータルで事業が成り立つと、黒字になるということで今のところ計画をいただいております。

以上です。

- ○委員長(治徳義明君) 金谷委員。
- ○委員(金谷文則君) ありがとうございました。

数字的にはわかったんですけど、我々の赤磐市のほかのところへどういうふうな影響を与えていけれるのか、どういうふうに地域商社のおかげで産品の売り上げが伸びて、当然伸びていくようにするためにしていきょんでしょ、この商社っていうのは。今の28年から34年までの間の計画っていうのは、どういうふうな格好になって、何をどのくらい伸ばすような形になってるのか、ちょっと説明はされとるかとは思いますけど、あえてここでもう一度お願いをいたします。

- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。

○農林課長(是松 誠君) 具体的に市内の農家さんへの影響といいますか、そういうもので ございますが、29年度の活動の中でカモミールの栽培ですとかというところを市内の農家さん 向けに説明会をされ、栽培に向けて試験栽培等研究を進められております。こちらは水田の裏 作として導入できないかということで研究をされております。

また、現在、都市部への販売拡大ということで、市内の農産物、果物等の集荷を進められております。今まで販売できなかったような農産物が今後、農家さんから集まり、それを加工品、あるいは都市部のほうへ新たなルートで販売されるということで、農家さんの所得の向上につながるものと考えております。

- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。
- ○委員(金谷文則君) はい、委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 金谷委員。
- ○委員(金谷文則君) ありがとうございました。わかりました。

アバウトな話はわかったんですけど、私はいつも言わせていただいとんですが、数字があって、きょうは1なんだけどあしたは2になって、あさっては3になっていくんだとかというのが目に見える計画です。だから、しつこいようですけど、赤磐市の例えば桃がどれだけの売り上げがあるものをどういうふうにしていくかとか、水稲の作付面積であったり、収穫、収量であったり、販売金額であったり、それをどうやっていってどうなったかっていうことを教えてくださいっていうのを、ずっと私は委員会でも言わせていただいておりますので、次の委員会でも結構ですからまとめていただいて、みんながああ、なるほどなと思うようなことをしていただきたいと思いますので、ぜひ次回にでもそういう数字を出していただきたいと思いますがどうでしょうか。

- ○委員長(治徳義明君) よろしいですか、できますか。
- ○農林課長(是松 誠君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) はい。目標数値につきまして、聞き取り等精査しまして報告させていただきます。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 僕も、地域商社についてお尋ねなんですが、この地域商社のグループ、参加していただいてる企業さんの中に桃だとかマスカットとかブドウとか、こういったようなところを加工してる業者さんというのは入ってなかったですかね。あの業者さん、何て言いましたっけ。
- ○委員長(治徳義明君) 答弁を求めます。是松課長。

- 〇農林課長(是松 誠君) お尋ねの加工品の会社ということでございますが、今手元の資料 で確認しまして、加工に携わっておる会社は岡山県青果物販売株式会社ということでございま す。
- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。
- ○委員(佐々木雄司君) 済みません。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) この岡山県青果物販売株式会社さんかどうか、私は定かじゃないですが、ゼリーとかつくったりしてるあの会社ですかね、これは。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) 資料によりますと、ここにおかやま桃子という商品名がございますので。
- ○委員(佐々木雄司君) ああ、それ、それだ。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 平成29年度の活動実績なんですが、7月に加工用の桃の仕入れ販売 1.8トン、8月に加工用として取り扱い開始1.8トンということなんですが、これは仕入れ販売 して取り扱いをしていただいてる先は、この岡山県何とかというとこへ行ってるんじゃないんですか。そこら辺、把握できてないですか。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) 申しわけありません。そのルートのそこの岡山県青果物販売株式 会社を通ってるかどうかということについては、ここで確認ができておりません。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 何を言わんとしょうるかといいましたら、さっき7,420万円事業費、ありますね。この中でうちのほうから1,400万円出てます。向こうのほうで事業予算として6,000万円のものを立てているというものの中に、この桃の加工用、AKAIIWAのほうから岡山県のほうに製品が入るということが、この中に計上されているのであれば、6,000万円の中に、もし計上されているんであれば、これは多分もう既にこの加工用としては、このAKAIIWAを通す前に、うちの赤磐の桃、この会社さんのほうに入ってたと思うんですよ。それをあえて、この自分が参加しているAKAIIWAというところの会社を通して仕入れをするということは、企業の会計上問題ないんでしょうけども、要するに6,000万円というものの実質的な、うちの赤磐市としては1,400万円の補助金を入れる6,000万円の事業、この事業というものがちょっとゴースト的な意味合いになりませんかっちゅうことを指摘したいわけですよ。わかりますか。粉飾とまで言いませんよ、それは会計上の悪い言葉ですから、粉飾までは言わないけども、要するに本来もともとAKAIIWAを通さなくてもそこの会社に入っていたものを、あえて通すことによって6,000万円という数字の計上にしてると。この中身を見さ

せていただいたら、もうけようと思ってやってるような事業じゃないですよね、これ、どれも。要するに赤磐のブランド価値を上げるために、宣伝広告の一環としてやってらっしゃるわけですよ。だから、1,400万円をうちのほうは入れるわけ。その広告価値って何なんですか。1,400万円うちのほうが補助金を入れるものって何なんですか。この6,000万円の事業に対してですよ。そうでしょ。ということになったら、自分のところで出し、自分のところで入れるものがこの6,000万円の中に入ってたらおかしいでしょ、確認とらないと、これ。わかりますか、言ってる意味。そこら辺の認識をちょっと持っていただけるか、いただけないか、どのようにお考えになられるのか所見だけください。

- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) 御指摘のようなことであれば、それを確認させていただきます。 平成30年度の事業計画におきましては、そこに載せております主なものでございますけど、 こちらの事業に対して補助金の交付を行うということにしております。御指摘の点は確認、改 善したいと考えております。

以上です。

- ○委員長(治徳義明君) よろしいですか。 そのほかに。
- ○委員(行本恭庸君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 行本委員。
- ○委員(行本恭庸君) 地域商社の件についてお尋ねしますが、この中で7月に新品種栽培について生産者説明会をして、12月ごろから試験栽培予定ということですけど、これはどこに何を栽培するんですか。それをまず1点、教えてください。一問一答式で行きます。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) この栽培の説明会というのは、先ほどお話ししましたカモミールでございます。カモミールというハーブの一種でございます。
- ○委員(行本恭庸君) ハーブか。
- ○農林課長(是松 誠君) はい。
- ○委員(行本恭庸君) 場所はどこでするんですか。
- ○農林課長(是松 誠君) こちらの試験栽培を吉井地域、赤坂地域などで行っております。
- ○委員(行本恭庸君) わかりました。
- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。
- ○委員(行本恭庸君) 次に行きます。
- ○委員長(治徳義明君) 行本委員。
- ○委員(行本恭庸君) 次に、例えば今度お米について聞くんですが、10月に市内産米の取り 扱いということで月1トン程度と書いてありますね。それから、11月に約3トン買ったという

ふうになっとんですが、これはどの程度の価格で買われとんですか。

- ○委員長(治徳義明君) 答弁を求めます。
- ○農林課長(是松 誠君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) 個々の買い取りの単価につきましては、報告をいただいておりません。データを持っておりません。済みません。
- ○委員(行本恭庸君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 行本委員。
- ○委員(行本恭庸君) やっぱり価格なんかは、それは当然農協が取引する価格より安いんじ やったらメリットがないわけなんで、だから農協へ出荷するよりか地域商社へ売ったほうがメ リットがあるんじゃというふうなことになるんなら、どんどんそれは買い付けもしていただ き、もちろん販売ルートがなけにゃ買うばっかしじゃおえんわけだからわかりますけど、メリ ットがあるようなことをやってくれるんなら、せっかく1,600万円で地域商社をつくった意味 があるんで、だからそれが有効にそういうことになるようにやってほしいし、これは29年度実 績ですけど、今度は30年度、今年度の予算計画書の中にはどのくらいのものを買い入れにされ とんか、そういう伸びがもちろんあって、赤磐産米のものがどんどん市場へ、ほかのとこでも どこで売られようと結構ですから、要は赤磐産のものを農家から買い入れして、それを完全に 売って利益を出してもらえりゃいいわけで、そういう買い取り価格も条件のいい価格で買って もらえりゃ、特に品種によったら例えば吉井でと、どこどこ地域でとれたほうがおいしいと か、そういうとこもあるでしょうけど、全体的に買っていただければ補助した効果が出ると思 うんで、そこらのとこがやっぱりわかりやすいようにしていただきたいのと、それから桃の件 で先ほど佐々木委員が言うたことと重複するかもしれませんけど、やっぱりこれも加工用の桃 を仕入れしましたというのは、これは赤磐産とは書いてないわな。だから、要は赤磐産の中で つくったものをできるだけ高い値段で買っていただいて、それを加工用にしたというんです か、これ缶詰にしたんか、何にしたんかわかりませんけど、そういうものをして収益につなが るようにやっていただけりゃ結構なんで、要はどんどんと赤磐産のものを条件のいい価格で買 ってもらってやってもらえることが一番メリットがあるわけですから、そういうことになるよ うにしてくれるんかどうか、そこが問題やと。
- ○農林課長(是松 誠君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 是松課長。
- ○農林課長(是松 誠君) 御指摘のように、米につきましては銘柄ですとか買い入れ価格を随時、地域商社のほうに聞き取りをしまして、それの拡大あるいは買い入れ価格のアップというものが図れるように、地域商社の指導をしていきます。

また、桃につきましては、商品化されていなかった破棄されていたようなものの買い取りと

いうことで、市内から買い取りをしているというふうに報告を受けております。 以上です。

○委員長(治徳義明君) よろしいか。 そのほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(治徳義明君) なければ、この農林課の御報告に対しての質疑を終了いたします。 引き続き、歳森課長。
- ○商工観光課長(歳森信明君) それでは、商工観光課のほうからその他について進捗状況等で御報告をさせていただきたいと思います。

産業振興部資料の11ページからお願いをいたします。

まず、(1)としまして、小瀬木企業団地の公募の案内についてでございます。先月の委員会のほうで、小瀬木企業用地の分譲について御説明のほうをさせていただいたところでございます。

資料の12ページのほうをごらんいただきたいと思います。資料12ページのほうに分譲要領の概要のほうをつけさせていただいております。小瀬木団地の概要につきましては、ごらんのとおりですので省略のほうをさせていただきたいと思います。

まず、募集の業種につきましては、雇用の拡大が見込める製造業としております。

一区画による一括分譲としておるところでございます。

スケジュールにつきましては、前回お知らせしたとおり4月から公募の案内を始めまして、 第1回目の受け付けを8月中旬から9月上旬、1回目で内定者が決定した場合には、2回目の 10月中旬から11月上旬の受け付けは行わないこととしております。

それから、土地の引き渡しにつきましては平成31年3月以降を予定をしております。

それから、申請の資格につきましては、分譲用地でみずから操業する者、最低分譲価格以上であること、また3年以内に操業を開始する者などでございます。

審査、選定につきましては選定委員会を設置しまして、(1)の審査基準、事業計画から、地域経済への貢献度、周辺環境への影響、経営の安定性、申し込み価格、こちらの5つの審査基準により審査、選定し、内定者を決定することとしております。

続きまして、2番目の工場立地法に基づく緑地面積率等の規制緩和についてでございます。 資料の13ページのほうをお願いをいたします。

工場立地法では、製造業や電気、ガス、熱供給業者で敷地面積が9,000平米以上、または建築面積3,000平米以上の工場を対象としまして、生産施設の面積や緑地等の面積を規制しておるものでございます。法改正によりまして市が準則条例を制定した場合におきましては、緑地等の面積率の引き下げができるようになっております。今回、規制緩和の内容につきましては、工業地域、工業専用地域、あるいは用途地域の定めのない地域につきましては緑地と緑地

以外の環境施設面積率を25%以上から10%以上に、そのうち緑地面積率を20%以上を5%以上に引き下げをするものでございます。また、準工業地域につきましては環境施設面積率を25%以上から15%以上に、そのうち緑地面積率を20%以上から10%以上に引き下げるものでございます。また、屋上緑化などの重複緑地の緑地面積への参入率を25%以内から50%以内として引き上げをするものでございます。

この緩和によりまして、工業用地を有効に利用できるようになりまして、新規企業の誘致や 既存工場の増設が図れるものとしております。

今後、パブリックコメントを実施しまして、意見を聞きまして9月議会で条例案を御審議い ただきたいと思っておるところでございます。

資料の11ページのほうにお戻りください。

(3)としまして、日本航空株式会社での航空機内での映像配信についてでございます。

日本航空の国際線、国内線の機内で7月1日から9月30日までの間、赤磐市の観光PR動画「い~わあ!赤磐」、これは14分間の動画でございます。こちらのほうが放映されることとなっております。国際線では映画やビデオ、音楽などが楽しめる個人用ビデオシステムの中で、国内線ではWi-Fiビデオプログラムを利用しまして、スマートフォンやタブレットパソコンなどで見られるようになっております。なお、放映に関する費用のほうは無料となっております。

(4)日本遺産「「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま~古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語~」についてでございます。

日本遺産の認定につきましては、先月の委員会のほうで報告をさせていただいたところでございます。今後の取り組みにつきましては、広域的に4市の行政、商工会、観光協会などで、日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」推進協議会(仮称)を6月27日に組織しまして、ホームページやパンフレットの作成などで魅力を発信し、案内看板の設置、ガイドなどの人材育成などに取り組みまして、地域の活性化を目指すこととしております。

また、赤磐市としましては両宮山古墳だけではなく、市内には貴重な文化財もたくさんありますので、そちらの文化財や桃などを含めてPRしていくなど、教育委員会と連携して市内外への情報発信を進めてまいりたいと思っておるところでございます。

商工観光課からは以上でございます。

○委員長(治徳義明君) ありがとうございます。

商工観光課からの報告がありました。

行本委員。

○委員(行本恭庸君) 小瀬木の工業団地の関係でちょっとお尋ねしますが、申請資格の中にいるいろとこう書いてあるのはわかります。この中にできれば地元雇用で何人以上とかというようなものが明確化されてないんで、そこらをできれば、問題は地元雇用が一番肝心な話です

から、オートメーション化された工場に来てもろうたところで、えろうありがたくないんで、 そこで特に若い人が雇用されて赤磐市内の人、また赤磐市以外のとこからでもいいから雇用されて、熊山へ定住してくれる人が一番いいわけじゃから、そういう条件の中でやっぱり人数もあったほうがいいじゃないかと思うんで、そこら辺についてはどうお考えですか。

- ○委員長(治徳義明君) 歳森課長。
- ○商工観光課長(歳森信明君) 地元雇用についての御質問をいただきました。

資格の中で何人以上というのはなかなか明確に表記ができないものと考えております。できるだけ多くの地元雇用をしていただく業者というふうに表記のほうをさせていただきたいと思っております。

- ○産業振興部長(有馬唯常君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 有馬部長。
- ○産業振興部長(有馬唯常君) 済みません。ただいま行本委員のほうから地元雇用のお話を いただきました。この地元雇用につきましては、私どももそうしたことが地元の雇用が生まれ るような取り組みになればと考えております。

審査基準の中の2番目の地域経済への貢献度、こちらの中に地域の雇用創出効果が見込めるかというところで評価していく予定にしております。

以上で説明を終わります。

- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。 はい、行本委員。
- ○委員(行本恭庸君) その前が一番重要なとこと私が感じますので、その点を十分審査内容 のことに重点的にやってほしいと思います。よろしく。

終わります。

- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 私も小瀬木の工業団地の公募の話なんですけど、これは1者だけの 申し込みだったら、金額が超えてればオーケーということなんですか。
- ○委員長(治徳義明君) 歳森課長。
- ○商工観光課長(歳森信明君) 応募が1者の場合についての御質問をいただきました。

1者の場合につきましても審査基準に基づきまして審査をしまして、審査基準を満たしていないようでしたら2回目の受け付けをするようにしております。

以上でございます。

- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) はい、わかりました。日本航空の航空機内での映像配信についてなんですが、これは私が思いましたのが、飛行機に乗りましたら前に大きなテレビにプロジェク

ターに映る分と、あとちっちゃいのが3つ、4つ座席ごとにぱかぱかぱかと出てきて見えます。その中に、各地区の女性のキャビンアテンダントさんがルポライターに、レポートしていただいて、地元のうまいもんとか紹介してくれるような動画が流れるんですけども、あの手のものかなというふうに考えたんですが、今、聞いておりましたら、コンテンツをうちの赤磐市は提供して、それを見るとか見ないとかというのはその方の任意によるものなんですか、これは。

- ○委員長(治徳義明君) 歳森課長。
- ○商工観光課長(歳森信明君) 佐々木委員の御質問で、前方のスクリーンビデオに映される ものなのかどうなのかという御質問かと思います。こちらのプログラムにつきましては、乗客 の方がメニューの中から赤磐市のビデオを選んでいただくというシステムになっております。 以上でございます。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) ありがとうございます。

前にスクリーンに出るということであれば、うちの赤磐市も皆さんが岡山、東京間でも1時間ちょっとぐらいの間、暇をもてあそんで地元のおいしいものの紹介とか、お酒の紹介とか、皆さん楽しんで見ていらっしゃいますから、非常にいいなというふうに思ったんですけども、ということになったら国内線、国際線で何便ぐらいこれが放送されるんですかと、週3便だけですとか、いろいろ御回答というものも期待していたんですが、ということになればこれはもう任意ですから、どの便ということではなくて、どの便でもどのお客さんでも飛行機に乗ってれば選べば見れるということですよね。

- ○委員長(治徳義明君) 歳森課長。
- ○商工観光課長(歳森信明君) 日本航空の全ての便で、選択していただければ見ることができるものでございます。

以上でございます。

- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) どうやって選択していただくんですか。どのように御誘導されるんですか。
- ○商工観光課長(歳森信明君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 歳森課長。
- ○商工観光課長(歳森信明君) 機内情報誌の中にプログラムガイドというのがございまして、そちらのほうに掲載をされております。そちらのほうで選択をしていただくようになっております。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) ゼロが1になることですから、非常にいいことだなと思って、いい

ことだなと思う反面、映像っていうのは実はもろ刃の剣で怖いところがあって、マイナスのイメージを抱くケースというのもあるんですよ。だから、共感性ですよね。つくって出せばいいということではなくて、やはり共感していただけるものを出さなきゃいけないんですが、そこら辺の共感性というものについては何か調査したようなものってあるんですか。

- ○商工観光課長(歳森信明君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 歳森課長。
- ○商工観光課長(歳森信明君) 済みません。共感性について調査したものはございません。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 自信を持っておつくりになられてらっしゃるし、お出しになっていただいてるものですから、マイナスのイメージっていうのはお持ちでもちろんないと思います。でも、可能性としてはうちの赤磐市を見て、もうこれちょっと余りぴんとこないなというふうに思われるような人もいらっしゃるということは否定しませんね、これ。
- ○委員長(治徳義明君) 答弁をお願いします。
- ○商工観光課長(歳森信明君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 歳森課長。
- ○商工観光課長(歳森信明君) もちろん映像でございますので、全ての皆さんがいいイメージを持つものではないのは確かだと思っております。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 何を言わんとしょうるかといいましたら、自信を持ってやっていた だいてるものでしょうからそれは尊重したいと思います。ただ、そういったような可能性があ るにもかかわらず、我々は一度も見たことがないんですよ。御紹介、ここで白い壁があります からちょっと上映会、赤磐市さんは上映会好きですから、上映会をしていただいてもいいんじ やないかなというふうに思ったりするんですが、プロジェクターとコンピューターがあった ら、ここにちょっと映し出すこともできますよね。こんなもんなんですよということを出して いただいて、それでこれをするんですよとか、何かそのぐらいの時間とるんじゃないかなと思 うんですけど、皆さんお忙しいと思うんですけど、でもそういったようなものがそこにないと 不安ですよ、そういったもんですから映像というのは、番組もそうですけど。そういうものを 扱う以上は、やっぱりこういうもんですよというものは出してほしいなというふうに願ってお 尋ねをしているんです。だから、これに限らず、これは要望の話をしてるんですけど、さっき の農業支援センターの話もそうですけども、ちょっと説明が尻切れとんぼといいますか、名目 というか、表題だけは説明してくれるんですが、中身について余りじっくりと説明していただ けるということがなかなかないもんですから、本当にいつも空振りに徒労感みたいなものを私 も感じるんですよ。何か感じます。だから、ぜひいいことをおやりになられてらっしゃるんで すから、御紹介してくださいね、また。DVDに焼いていただいて渡していただいてもいいん

で。最後ちょっと要望になりましたけど、意見をちょっと挟ませていただいて、結構です。

- ○委員長(治徳義明君) よろしいですか。もう答弁はよろしいですか。
- ○委員(佐々木雄司君) はい、いや、もう結構です。
- ○委員長(治徳義明君) そのほかに。
- ○委員(行本恭庸君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 行本委員。
- ○委員(行本恭庸君) 聞くのをちょっと忘れとったんで教えてください。

最低分譲価格というのは、ここへ書いてあるんですが、これでなしに今の見通しとしたら用 地買収費からもろもろのものを入れて、造成費とかいろいろあります。そういうものを入れた もので、今現在でどのくらいお金がかかっているのか、また今後ある程度かかる金額も想定し た中で、団地を造成するのに事業費はどれだけかかることになりますか、お尋ねします。

- ○商工観光課長(歳森信明君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 歳森課長。
- ○商工観光課長(歳森信明君) 造成に係る事業費の御質問をいただいております。 今のところ造成に係る総事業費が、用地費込みで5億7,400万円程度を見込んでおります。
- ○委員(行本恭庸君) はい、ありがとうございます。
- ○委員長(治徳義明君) そのほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(治徳義明君) ないようでしたら、商工観光課の御報告に対する質疑を終了いたします。

引き続き、お願いいたします。

- ○建設課長(杉原洋二君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 杉原課長。
- ○建設課長(杉原洋二君) それでは、建設事業部資料のほう1ページをごらんください。建 設課のその他です。

まず、熊山にございます円光寺住宅の焼失後の対応についてということです。

資料の2ページのほうとあわせてごらんください。5月22日火曜日、お昼の0時35分に発生をいたしました市営の円光寺住宅においての5戸が1棟となっております長屋建ての市営住宅で5分の3が焼失するという火災が発生した件のその後です。5分の3が焼失した建物は、建物の既存部分につきましては電気設備などが既に熱で被災を受けております。こういった関係から、現在仮設で入居者の方1軒ございます、電力のほうを供給しているという状況です。また、火災に伴いまして、周囲にはやはり焼け焦げた独特なにおい、そしてまた景観面等でも1戸入居されておられます方に対するストレス、こういったものを与えている状況です。これらを早急に解決するために残存の地権者の方、そしてまた住宅を失われた被災者の方と今後につ

いて対応を現在までに進めております。

その結果、方向性といたしまして被災した建物は火災保険を適用し、全て耐用年数等も経過 しておりますことから除却とさせていただきます。

そして、現在入居されている方につきましては、同じ団地内の空き部屋のほうを一部修繕をいたしまして、そこへ転居。また、被災を受けました入居者の方につきましては、こちらの方も現在あいております同団地内の空き部屋のほうへ引き続き契約続行という形で入居というようなことを現在考えております。また、解体に伴います費用につきましては、入居が終わりましたら9月補正等で除却のほうを進めていきたいというふうに考えています。

次に、道路での破損が起因する物損事故についての報告です。

建設事業部資料は引き続き1ページのほうです。

発生の日時のほうが、平成30年5月14日水曜日15時25分ごろでございます。場所が赤磐市正崎地内。相手の方は、赤磐市内にお住まいの男性の方です。事故の状況といたしまして、市が緊急措置で設置をいたしました通行を規制する周知の看板で、これが風で倒れ、その横を通りがかった乗用車と接触し、その車の後ろバンパーに傷が入ったというものであります。

相手の方とは被害総額3万2,400円、これを市の過失割合が10割ということで赤磐市が3万2,400円——これは全額損害保険の適用を受けます——を支払うということで、6月8日付で示談のほうが成立いたしました。

本件につきましては、9月の議会で専決処分の報告をさせていただきたいと考えております。

次に、美作岡山間道路の進捗状況についてです。

現在、美作岡山間道路につきましては、今年度中に供用開始ができるよう工事のほうが進められております。この一環で、現在は佐伯インターから熊山インター間のみの通行となっております。供用開始に伴いまして、吉井インター方面に供用区間が延伸されます。これにより、現在の佐伯インターのランプが切りかえとなります関係で、9月の末から12月の末にかけまして通行ができなくなるというものであります。

今後、一般の通行車両等には周知看板並びに電光掲示板等で徹底を図ってまいります。赤磐市といたしましても早期に供用開始ができるよう、バックアップをしていきたいというふうに考えております。また、供用開始の日時等につきましては、工事の進捗状況を見ながら改めて県のほうから発表があるということを報告を受けております。

建設課のほうは以上でございます。

- ○委員長(治徳義明君) 森本課長。
- ○赤坂支所産業建設課長(森本一也君) ソーラーフロンティアの太陽光発電所濁水の対応状況について説明申し上げます。

まず1つ目は、稲作への対応状況としまして、事業者のほうでは地元区長、水利委員と協

議、御承認をいただき必要に応じて水門、樋門を操作してでも水田のほうへ濁水が入らないような対応を続けております。

それから、1カ月前の市議会の視察の折に、これから行う対策としまして事業者から説明がありました濁水プラントの状況です。議会視察のときに現場でおり立って説明をいただいた仮沈砂池のあたりに、あのときあった仮沈砂池の5倍から6倍ぐらいの面積の貯留池を今、設置をしております。その横に濁水プラントといいまして、濁り水を泥と水を分離する機械を本日設置を、今工事をしております。6月25日からの稼働を目指して準備を進めております。それができ上がりますと、濁り水を完全に浄化したものが放流されるようになります。

それから3点目としまして小原の側ですが、現在谷を盛り土をしている最中でありますが、 最終の沈砂池ができる位置は切り土盛り土をしなくて済む場所なので、最終の沈砂池を前倒し で着工できないかどうか、今方法を検討しておるところです。早期の着工に向けて考えており ます。

以上です。

○委員長(治徳義明君) はい、ありがとうございました。

建設課の御報告が終わりました。

何かこれの件につきまして質疑はございますか。

- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 6月19日の日付で議会議員各位ということで、産業建設課赤坂支所のほうから、せんだっての視察に行かせていただいたときの議事録を配付いただいてるんですが、これは今、御説明していただいた中に入ってましたかね、この話というのは。ちょっとごめんなさい、今うっかりしてまして、ここをちょっと聞き漏らしたのでお願いします。
- ○委員長(治徳義明君) 答弁をお願いします。

森本課長。

- ○赤坂支所産業建設課長(森本一也君) 2番目に説明した濁水プラントというのが、議事録 には入ってないんですけど、当日配付した資料のこれから行う対策という項にあったもので す。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) じゃあなくて、この議事録そのものについて今御説明はいただいたんですが、この議事録についてちょっと中身について質問したいもんですから、出てれば説明できる、出てなければまた別途こちらのほうから御質問申し上げようかなと思ったりしたんですが、今説明の中でこれはしていただきましたか。抜けてた、ぽこっと、していただいてたか。
- ○赤坂支所産業建設課長(森本一也君) してません。

- ○委員(佐々木雄司君) してないね。じゃあいいです。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) していただいてないということなんで、そのほかの項目でちょっと この内容について御質問をしたいと思います。

以上です。

- ○委員長(治徳義明君) よろしいですか。
- ○委員(佐々木雄司君) はい、結構です。
- ○委員長(治徳義明君) そのほかに。 佐藤副委員長。
- ○副委員長(佐藤 武君) まず、物損事故ですね。6月8日付で示談成立ということで、9 月議会に専決というふうに説明があったんですが、これ、最終日に向けてもう議案出される考 えはないんですかね。もう早目に処理をしたほうがいいような気がするんですが。
- ○委員長(治徳義明君) 塩見部長。
- ○建設事業部長(塩見 誠君) 先ほど説明いたしました物損の件につきましては、9月の議会定例会のほうへの提案という形で予定をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。
- ○副委員長(佐藤 武君) 提案はわかります。6月8日付でもう示談が成立しているわけですから、最終日が29日ですので、結構時間もあるのでいかがかなと思ったんですけど、9月ということで行かれるんですね。
- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。 そのほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(治徳義明君) ないようでしたら、建設課の御報告に対する質疑を終了いたします。

引き続き。

- ○上下水道課長(金島正樹君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 金島上下水道課長。
- ○上下水道課長(金島正樹君) 上下水道課よりその他としまして、桜が丘東処理区の一部を 熊山処理区への統合について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、以前より事業計画につきまして当委員会でも説明させていただいて おります。

建設事業部資料の25ページをお願いいたします。

昨年10月の委員会で説明させていただいた資料でございます。桜が丘東浄化センターを今後

も稼働するため、桜が丘東1丁目、東の3丁目、東の6丁目の一部を熊山浄化センターへ流入することにより、施設の負担軽減とポンプ施設の維持管理費、更新費用の削減となります。実施に向けて、地元協議等の調整を行ってまいりました。このたび、松木地区の同意が得られましたので、報告させていただきます。今回、熊山浄化センターへ統合することにより、処理区域を拡大することとなるため、松木地区と覚書を締結する予定でございます。

資料の26ページをお願いいたします。

覚書の内容としましては、目的、新たに統合する区域、地元要望の対応等を明記しております。地元要望につきましては、資料の27ページの一覧表となります。また、要望箇所の位置図が資料の28ページとなります。地元要望につきましては、以前から市への要望事項等を含めたものでございます。今後の予定としましては、覚書を締結した後、今回の事業計画にかかわる整備を計画的に進めてまいります。

以上で説明を終わります。

- ○委員長(治徳義明君) ありがとうございました。 ただいまの報告につきまして、何か質疑はございますか。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 課が違うんですけど、環境課さんのほうでごみ処理場の解体の工事があります。解体するときに大変たくさんの工事車両が行き来したりするものですから、地元の説明会みたいなものをしていただいているんですけども、今回、ごめんなさい、ちょっと僕は知識がないもんですからお尋ねをしているんですが、覚書を今回交わしていただいてますけども、地元と何かお話をして地元対策をするというようなことになったら、こういった覚書が必要になるわけですか、やっぱり。
- 〇上下水道課長(金島正樹君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 金島課長。
- ○上下水道課長(金島正樹君) 今回の案件につきましては、当初松木の熊山浄化センターに ついて地元と覚書なりを交わしている中で、今回統合するということで処理区域が拡大されま す。ですから、新たに処理区域の拡大に伴いまして、改めて覚書を締結するようになります。
- ○委員(佐々木雄司君) ああ、はい、わかりました。ありがとうございます。
- ○委員長(治徳義明君) よろしいか。
- ○委員(佐々木雄司君) 大丈夫です。はい、わかった。
- ○委員長(治徳義明君) そのほかに。よろしいですかね。よろしいですか、この件につきましては。いいですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(治徳義明君) それでは、引き続き御報告をお願いいたします。

- ○建設事業部参与兼地域整備推進室長(加藤孝志君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 加藤室長。
- ○建設事業部参与兼地域整備推進室長(加藤孝志君) それでは、地域整備推進室から前回 5 月14日に開催していただきました第6回の産業建設常任委員会におきまして御指摘いただいた 内容についての進捗状況について説明させていただきます。

資料のほう、今回特に用意はしておりませんので、口頭での説明というふうにさせてください。

まず1点目、自動運転実証実験の進捗状況につきまして、実験の場所の中心地区となる山陽 団地の市民の皆様へ、自動運転の基礎的な内容や今回市が計画、検討している実験の必要性な どを丁寧に説明させていただく場を現在調整中で行っております。今後、実験の必要性や目的 など説明をしていき、皆様の意見を聞かせていただこうと思っております。

続きましてまた、国土交通省に受ける補助など、交付金等補助金の財政支援につきまして は、これまで同様に求めていきたいと考えております。

今後自動運転に関して長期的な計画、市民ニーズ、社会情勢を踏まえた検討、公共交通網の 形成計画等を踏まえまして、将来の赤磐市における自動運転の姿、現在資料のほうを作成させ ていただいております。でき次第、改めて委員会のほうに提出させていただこうと考えており ます。

また、続きまして、都市計画マスタープランの一部改定につきまして、現在の進捗状況を説明させていただきます。

まず、第6回委員会で指摘されております都市計画に関する用語、手順、基本的な考え方、 これらのわかりやすい内容の資料を作成し、説明のほうを求めるという形になっております。 この点につきましては大変遅くなり申しわけないです。これらの資料、現在作成中ででき上が り次第議員の皆様を含めて情報提供を行っていきたいと考えております。

続きまして、今回の新拠点を計画する地域において、さまざまな過去の経緯があるというふうに考えるが、その内容について再確認、私どものほうとしては再調査を行いますという形にしておりますので、その内容について現段階でわかる範囲、お答えさせていただこうと思っております。

まず、新拠点計画地域に関する違法行為等の再調査について説明のほうをさせていただきます。さまざまな方々、地元含めて情報提供を求めました。詳細な内容については現在のところつかめておりません。また、行政の立場として法務局における登記簿、農業委員会への同地域、農地等の取引、これらに関して聞き取りを市役所職員の弁護士を含めて行った結果、土地売買などの関係法令に関する違反というものは確認はできておりません。

以上でございます。

○委員長(治徳義明君) ありがとうございます。

この2件につきまして、ただいまの御報告につきまして何か質疑はございますか。 はい、佐々木委員。

○委員(佐々木雄司君) 都市計画の売買ができないところが、既にお手つきされてるんではないのかというのは、私自身が御指摘を申し上げたところですから、それに対して指摘のところを調べたけども、この疑義に当たるようなところはありませんでしたというようなことなんでしょうから、ということになれば、それを裏返すだけの私が証拠を提示させていただければいいということなんだと思いますから、またそれは証拠を提示させていただきますよ。そうなったときに何やってたんだっていう話にならなきゃいいがなと、調べたんですよねと、本当に調べたんですかという話にならなきゃいいねというふうに思ったりするんです。また、それは出させていただきますので、またそこでお話しましょう。

- ○委員長(治徳義明君) よろしいですか。
- ○委員(佐々木雄司君) そういうことでしょ。
- ○委員長(治徳義明君) そのほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(治徳義明君) ないようでしたら、この2件につきましての質疑を終了いたします。

そのほかに何か。

佐々木委員。

○委員(佐々木雄司君) 先ほどの多賀のソーラーのお話になるんです。支所のほうから6月19日付で5月25日に視察に行かせていただいたときの議事録、これが相手方民間企業さんのほうから届けられたようでございまして、その配付を私たちにしていただいてます。

その中で、ちょっと私はよくわからないなというところのものがあるんですが、これについて言葉、意味、ちょっと解説いただけたらと思うんですが、赤磐市長と民間企業さんの間で自然保護協定を締結した上で開発していますということで、この自然保護協定っていうのは何なんですか、どういったものなんですか。何が書かれてるんですか、中に。

- ○赤坂支所産業建設課長(森本一也君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 森本課長。
- ○赤坂支所産業建設課長(森本一也君) 自然保護協定自体は、環境課が所管をしております。一応写しとしては手元にはあるんですけど、ちょっと内容について詳細に説明をする自信はないんですけど。
- ○委員長(治徳義明君) 塩見部長。
- ○建設事業部長(塩見 誠君) 協定書につきましては、10へクタール以上の開発の場合に自然保護協定が必要だという形になっておりまして、岡山県と赤磐市と事業者の間で自然保護協定を制定をいたしておりまして、開発計画のときにどういうことを守るかというのが示された

ものでございます。

- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) ありがとうございました。

そういったものがあるんだということがわかりました。ただ、その中身についてはちょっと 資料を提示していただくか何かして確認をしないと、より深い理解には今聞いても至らないと 思いますんで、委員長済みません、これ、資料をうちの産建にもかかわり合いになってる部分 がありますので、御提供いただけるようにちょっと整えていただけませんでしょうか。

○委員長(治徳義明君) それはもうよろしいですか、森本課長。

よろしいですね。部長、よろしいですね。

よろしくお願いいたします。

そのほかに。

- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(治徳義明君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) もう 1 点なんですが、せんだって熊山の支所のほうにお願いをしていた件なんですけども、沢原池という池があります。池をこの間ちょっと見に行かせていただきましたら、大変すばらしく整備していただいてるんですね。セメントでがっとダムみたいに。周辺整備していただいてるんですが、これはいつぐらいに整備をされて、何の目的で整備をされたのか、整備は幾らかけてしたのか、この 3 点を教えてくださいねということでお願いしていたんです。その答えというものをこちらの場所でいただけますようにお願いしてたもんですから、御用意いただいてるかどうか、ちょっと確認していただいてよろしいでしょうか。
- ○委員長(治徳義明君) 今の佐々木委員の御質問。

入矢支所長。

- ○熊山支所長(入矢五和夫君) はい、先日お話をいただいております。少し調べさせていただいとるので、お答えさせていただきたいと思います。
- ○熊山支所産業建設課長(大崎文裕君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 大崎課長。
- ○熊山支所産業建設課長(大崎文裕君) 佐々木委員の質問に回答いたします。

沢原池の改修工事につきましては、ため池台帳のほうで確認しました。こちらのほうでは昭和56年……。

- ○委員(佐々木雄司君) ちょっと待って。ため池台帳なのか。
- ○熊山支所産業建設課長(大崎文裕君) はい。ため池台帳です。こちらのほうで改修経過がありまして……。
- ○委員(金谷文則君) 委員会を通してやったのか。
- ○委員(佐々木雄司君) いや、所管の内容ですから、お尋ねをこちらのほうでさせていただ

いとるんですが、差しさわりがあればあれですけど。

- ○委員(金谷文則君) 委員会の中にということだったら委員会でしないと。
- ○委員長(治徳義明君) いえ、その他の質問なので、経緯を言われただけだろうと思うんで すけど、佐々木さんが尋ねた。
- ○委員(金谷文則君) ちょっと確認して。
- ○委員長(治徳義明君) ちょっと暫時休憩。

午後2時14分 休憩午後2時22分 再開

○委員長(治徳義明君) 再開いたします。

そのほかに何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(治徳義明君) 他にないようですので、以上をもちまして産業建設常任委員会を閉 会いたします。

閉会に当たり、倉迫副市長より挨拶をお願いいたします。

- ○副市長(倉迫 明君) 委員長。
- ○委員長(治徳義明君) 倉迫副市長。
- ○副市長(倉迫 明君) 委員の皆様方には本日はお忙しい中をありがとうございました。 6 月定例会上程案件につきましては、慎重なる御審議の上適切な御判断をいただきありがとうご ざいました。

また、事業の進捗状況につきましては、いろいろと御意見をいただきました。参考とさせて いただき今後取り組んでまいります。

きょうはどうもありがとうございました。長時間にわたりまして、どうも済みませんでした。

○委員長(治徳義明君) ありがとうございました。

皆様方には、本日は大変お疲れさまでした。

これで本日の委員会を閉会いたします。

午後2時23分 閉会